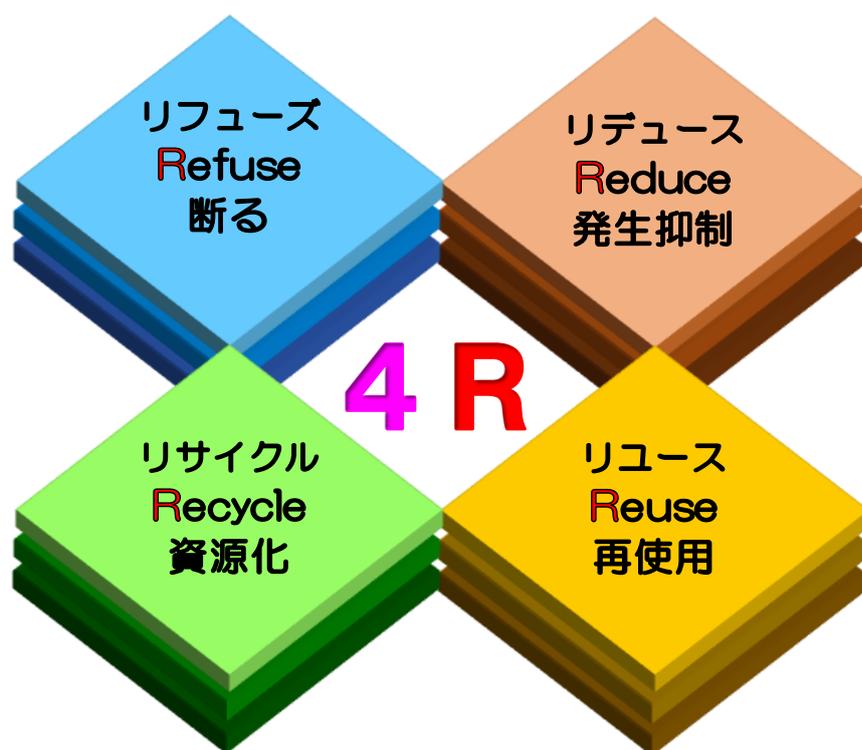


武蔵村山市 一般廃棄物処理基本計画

(平成 30 年度～平成 39 年度)



平成 30 年 1 月

武蔵村山市

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって

本市の廃棄物行政は、平成 26 年に改訂した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロを目指したまちづくり基本計画)(改訂版)(平成 26 年～平成 29 年度)」に基づき、この計画の目標達成に向けて、資源回収奨励金制度の充実やごみ分別アプリの無料配信等をはじめとした各種施策を推進してまいりました。



本市で発生した、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、小平・村山・大和衛生組合(以下、組合という。)で中間処理をしております。組合のごみ処理施設は、老朽化が進んでおり、ごみ焼却施設の更新が喫緊の課題となっていることから、本市では小平市、東大和市及び組合と連携して、平成 37 年度の稼働を目指し、「(仮称)新ごみ焼却施設」の整備について事務を進めているところでございます。

また、ごみ焼却施設の更新に伴い「資源物中間処理施設」、「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設」の整備事業も進めているところです。今後、ごみ焼却施設の更新に伴い、ごみ処理を他団体をお願いする広域支援を受ける必要もあるため、今まで以上の廃棄物の発生抑制、資源化の推進をしていかなければなりません。

こうした状況の中、平成 29 年 10 月に武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会から武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画策定についての答申をいただき、庁内で協議を重ね、ここに本計画を策定いたしました。

本計画では、計画の基本理念を「市民、事業者及び市が協働して 4 R で目指す循環型社会形成の推進」として掲げ、市民、事業者及び行政の三者が一体となり、可能な限り不用物になる前の段階での対策を重視しながら、一層の廃棄物の減量、リサイクル率の向上を実現し、計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、計画策定にあたり、御尽力を賜りました武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御協力をいただきました、市民・事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成 30 年 1 月

武蔵村山市長

藤野 勝

【目 次】

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け	3
4 対象となる廃棄物	4
5 計画期間と目標年度	4
6 計画対象地域	4
7 計画対象主体	4
第2章 廃棄物処理の現状	5
1 ごみ・資源の処理体制とフロー	5
2 ごみ・資源の量	7
3 資源化状況	11
4 中間処理	13
5 最終処分	15
6 廃棄物処理経費	17
7 前計画の目標値の達成状況	18
第3章 計画策定の課題	19
1 地域特性に関する留意事項	19
2 廃棄物処理の課題	23
3 中間処理・最終処分に関する課題	26
4 災害廃棄物対策に関する課題	27
5 現状における課題の取りまとめ	28
第4章 計画の基本理念等	29
1 基本理念	29
2 基本方針	30
3 市民・事業者の行動指標	31
第5章 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量	33
1 将来人口予測	33
2 ごみ・資源排出量の予測	33

第6章 基本的な施策	36
1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)の推進	37
2 リサイクル(資源化)の推進	40
3 適正処理の推進	42
4 市民・事業者・市の協働	46
第7章 計画の目標値と目標とするごみ・資源排出量	48
1 指標の設定	48
2 目標値の設定	50
3 目標とするごみ・資源排出量	51
第8章 生活排水処理基本計画	53
1 処理の現状	53
2 計画の目標	55
3 基本的な施策	55
第9章 計画の進行管理	56
資料編	57
資料1 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会	59
資料2 基礎調査の結果	66
資料3 目標とするごみ・資源排出量の算定方法	77
資料4 現状のごみ処理事業を継続した場合との目標指標の比較	84
資料5 パブリックコメント	86

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めるものです。

本市においては、廃棄物処理事業の総合的かつ計画的な推進について、その基本方針を示すため、平成4年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

その後、廃棄物処理技術の向上や最終処分場のひっ迫などを背景に、名称を「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(ごみゼロプラン)」として平成10年3月に計画を改訂しました。

さらに、国の計画の中で天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を進めるための方針が示されたこと、各種リサイクル関連法が施行されたことを背景に、平成20年12月に平成29年度を目標年度とする新たな計画を策定し、平成26年3月には、社会情勢の変化や関係法令等の動向に適切に対応するため、計画を改訂しました。

改訂後、「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロを目指したまちづくり基本計画)(改訂版)(平成26年度～平成29年度)」(以下、「前計画」といいます。)の基本理念である「循環型社会形成の推進」に基づいて、資源回収奨励金や生ごみ堆肥化モデル事業など、様々な施策を実施してきました。その結果、収集ごみ量は平成19年度の13,990tから平成28年度には13,081tへと、この間の人口の増加にもかかわらず減少しました。

この間、地球温暖化などの世界規模の環境問題が深刻化するとともに、国内においてもごみの発生抑制や再使用の必要性が高まり、資源保全の観点から有用金属の回収や、ペットボトルからペットボトルを再生する水平リサイクルに代表される、より高度なリサイクルが求められるようになりました。また、廃棄物処理事業においても、温室効果ガスの排出量などの環境負荷削減の視点が重要となっています。さらに、東日本大震災では予想していなかった事態が生じ、市民の「安全・安心」をしっかりと確保した上で、災害廃棄物の迅速で適正な処理に向けた対応が求められるようになりました。

このような社会情勢の変化と、これに対応した国や都の計画の変化、法律の制定・改定状況などを踏まえ、本計画では、廃棄物処理の現状と課題を明らかにし、循環型社会形成の推進に向けた取組の総合的・長期的な方向性を示し、市民、事業者及び市が協働で取り組むごみの減量・資源化の適正処理の実現を目的としています。

2 計画策定の背景

(1) 国

「第四次環境基本計画」(平成 24 年 4 月閣議決定)では、有用な資源の回収による資源確保の強化、災害に強い廃棄物処理体制の構築、有害物質の適正な処理など、「安全・安心」の観点からの取組を強化することを掲げています。

「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成 25 年 5 月閣議決定)では、「質」にも着目した循環型社会の形成のための取組として、「Reduce(リデュース：発生抑制)」、「Reuse(リユース：再使用)」、「Recycle(リサイクル：再生利用)」(以下、「3R」といいます。)のうち、優先順位が高いものの、取組が遅れている発生抑制・再使用(以下、「2R」といいます。)の取組がより進む社会経済システムの構築、使用済製品からの有用金属の回収、水平リサイクルなどの高度なリサイクルの推進、有害物質の適正な管理・処理、東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定などを掲げています。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(平成 27 年公布)では、水銀使用製品の回収について定めた市町村の責務が、平成 28 年 12 月に施行されました。

(2) 東京都

「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」(平成 27 年 3 月)では、東京が目指す姿を、「東京は、2020 年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、『東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現』」としています。

「東京都廃棄物処理計画」(平成 28 年 3 月)では、2030 年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、「『世界一の環境都市・東京』の実現のために、ライフサイクル全体を視野に入れた『持続可能な資源利用への転換』と『良好な都市環境の次世代への継承』を目指していくことが重要」とし、主要な施策として、「資源ロス削減」、「災害廃棄物対策」などを掲げています。

(3) 武蔵村山市

小平市、東大和市及び本市(以下、「3市」といいます。)が共同で中間処理している小平・村山・大和衛生組合では、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の更新、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の新設を予定しています。そのため、施設規模を最小限にするための更なるごみ減量や 3 市の分別区分の統一などが課題となっています。

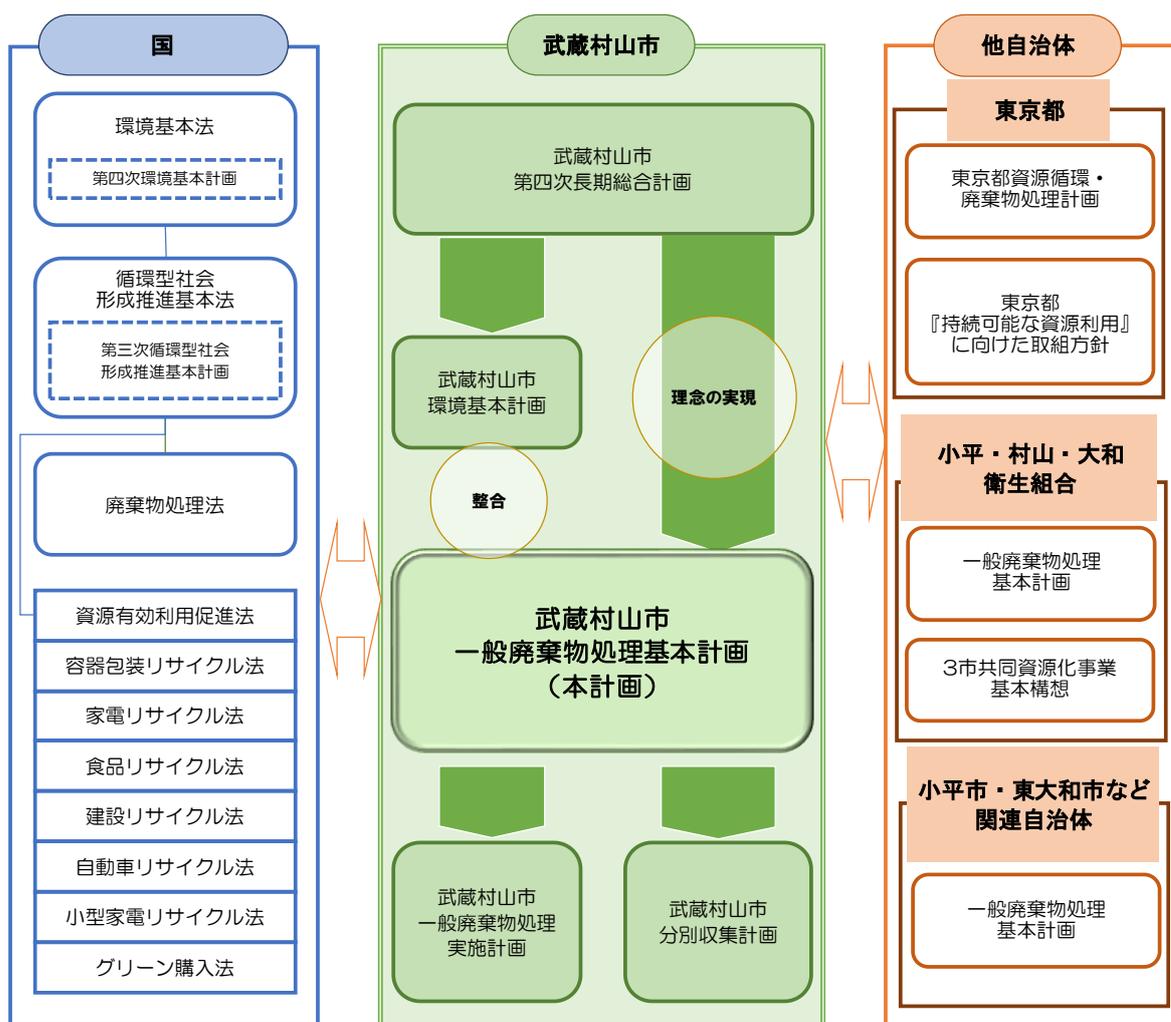
3 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。

策定に際しては、「武蔵村山市第四次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「武蔵村山市環境基本計画」を踏まえつつ、更なる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、国の「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法、各リサイクル法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」、小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合など関連自治体の一般廃棄物処理基本計画などとの整合を図って策定します。

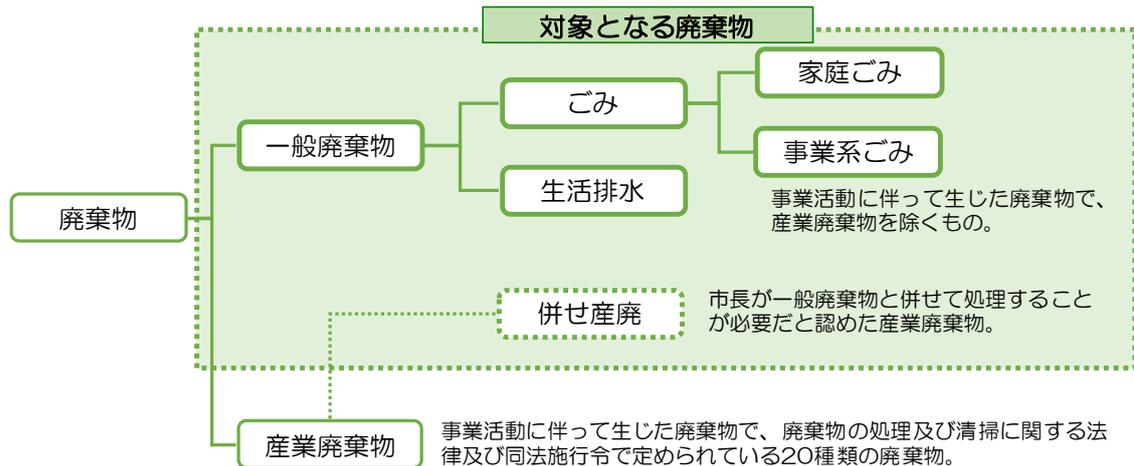
図 1-1 本計画の位置付け



4 対象となる廃棄物

本計画は、市内で発生する一般廃棄物と、市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要だと認めた産業廃棄物(併せ産廃)を対象とします。

図 1-2 計画の対象となる廃棄物



5 計画期間と目標年度

平成30年度から平成39年度までの10年間とし、目標年度を平成39年度とします。なお、5年目に当たる平成34年度に進捗を評価し、計画を見直します。

6 計画対象地域

武蔵村山市域とします。

7 計画対象主体

武蔵村山市民、武蔵村山市内の事業者及び武蔵村山市とします。

第2章 廃棄物処理の現状

1 ごみ・資源の処理体制とフロー

(1) ごみ・資源の分類と処理体制

ごみ・資源の分類と処理体制は次のとおりです。なお、本計画では、「燃やせるごみ」を「可燃ごみ」、「燃やせないごみ」を「不燃ごみ」、「容器包装プラスチック」を「容プラ」と統一して表記しています。

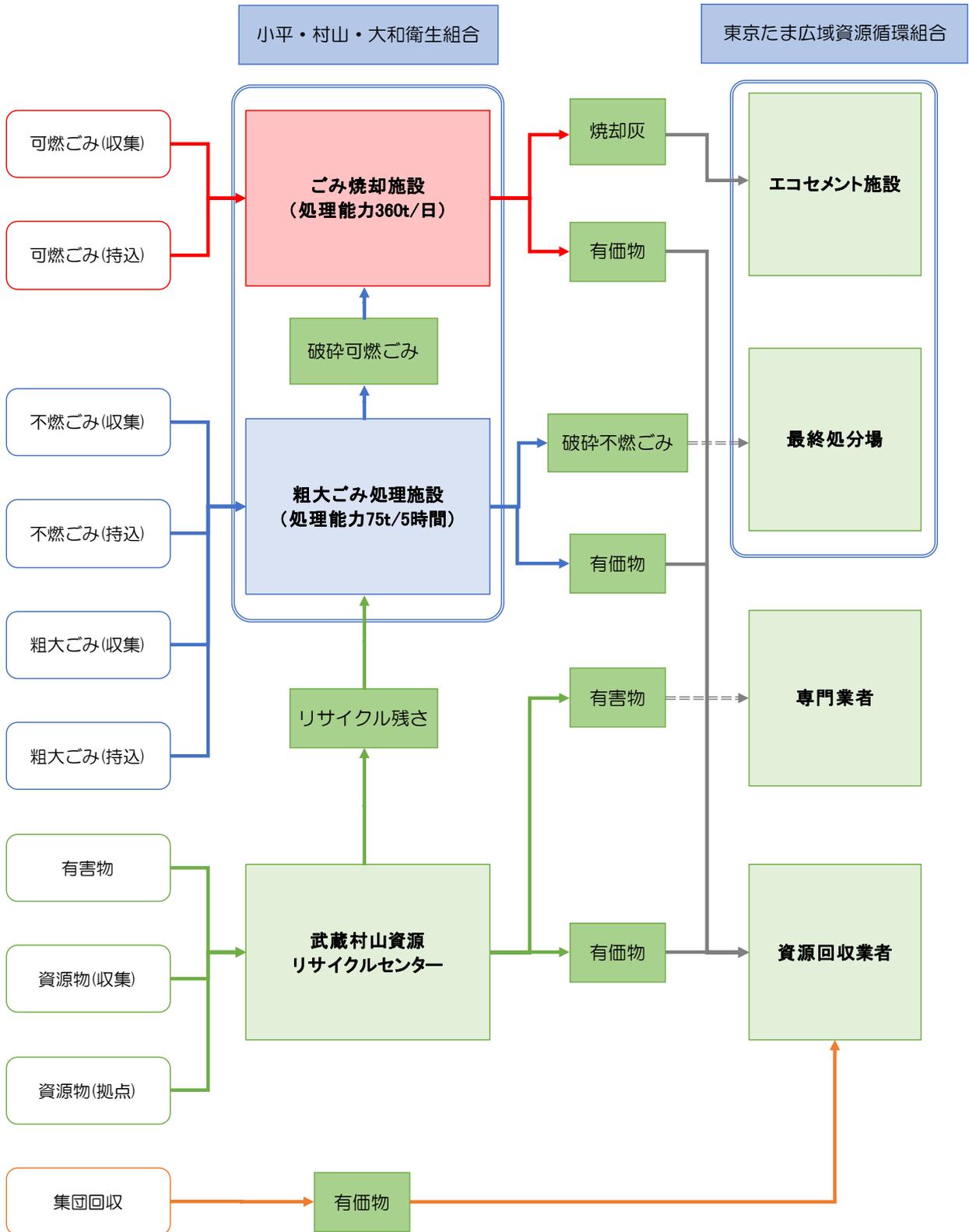
表2-1 ごみ・資源の分類と処理体制

区分	収集運搬		中間処理	最終処分
	回数	収集方式		
可燃ごみ	週2回	集積所	小平・村山・大和衛生組合	東京たま広域資源循環組合・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
不燃ごみ	4週1回	集積所	小平・村山・大和衛生組合	東京たま広域資源循環組合・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
びん・有害物	2週1回	集積所	武蔵村山資源リサイクルセンター	民間業者において資源化处理
缶・金属	2週1回	集積所	武蔵村山資源リサイクルセンター	民間業者において資源化处理
容プラ・ペットボトル	4週3回	集積所	武蔵村山資源リサイクルセンター	民間業者において資源化处理
古紙(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック)・布	週1回	集積所	民間業者に直接搬入し、資源化处理・再使用	
剪定枝	週1回	集積所	民間業者に直接搬入し、資源化处理	
靴・かばん・ベルト・ぬいぐるみ	週1回	集積所	民間業者に直接搬入し、再使用	
粗大ごみ	随時	戸別	小平・村山・大和衛生組合	東京たま広域資源循環組合・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

(2) ごみ・資源の処理フロー

ごみ・資源の処理フローは次のとおりです。

図 2-1 ごみ・資源の処理フロー



2 ごみ・資源の量

(1) 総排出量の推移

総排出量とは、収集ごみ量、持込ごみ量、資源量の合計値です。

人口は増加しておりますが、総排出量は、平成 19 年度の 22,040t から平成 28 年度には 20,443t へと減少しています。また、市民 1 人 1 日当たりの総排出量は 862g/人日から 775g/人日へと減少しています。

図 2-2 総排出量の推移

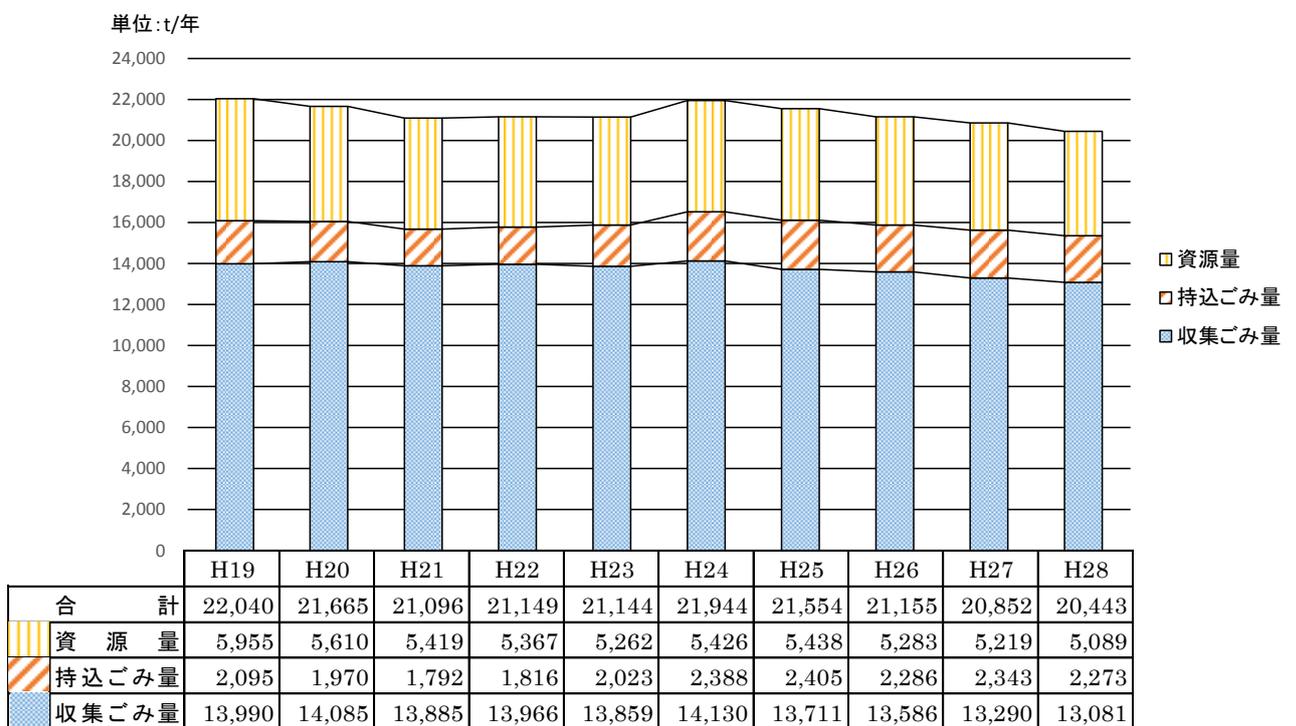
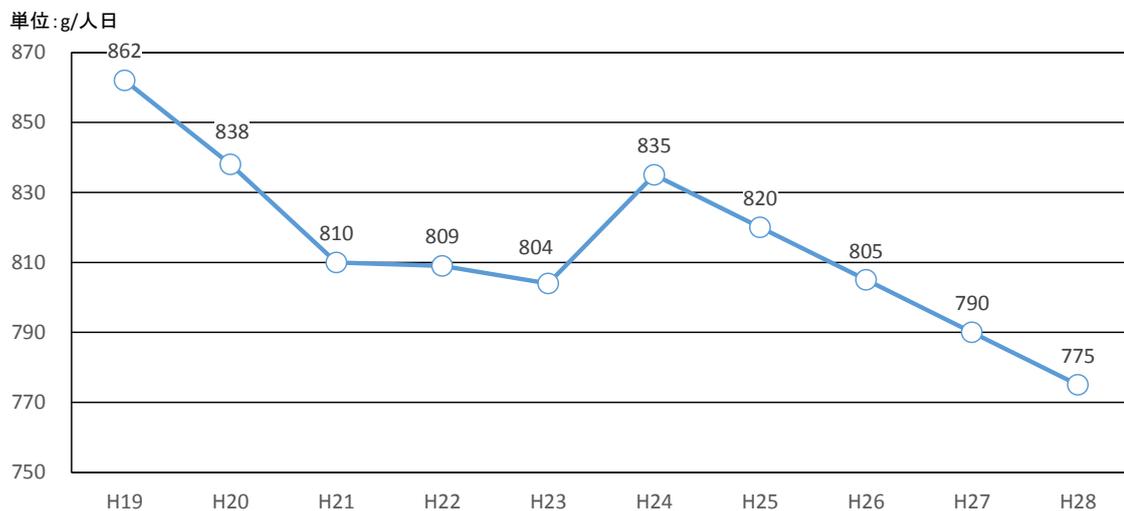


図 2-3 市民 1 人 1 日当たりの総排出量の推移



(2) ごみ量の推移

① 収集ごみ量の推移

人口は増加しておりますが、収集ごみ量は、平成 19 年度の 13,990t から平成 28 年度には 13,081t へと減少しています。また、市民 1 人 1 日当たりの収集ごみ量は 547g/人日から 496g/人日へと減少しています。

図 2-4 収集ごみ量の推移

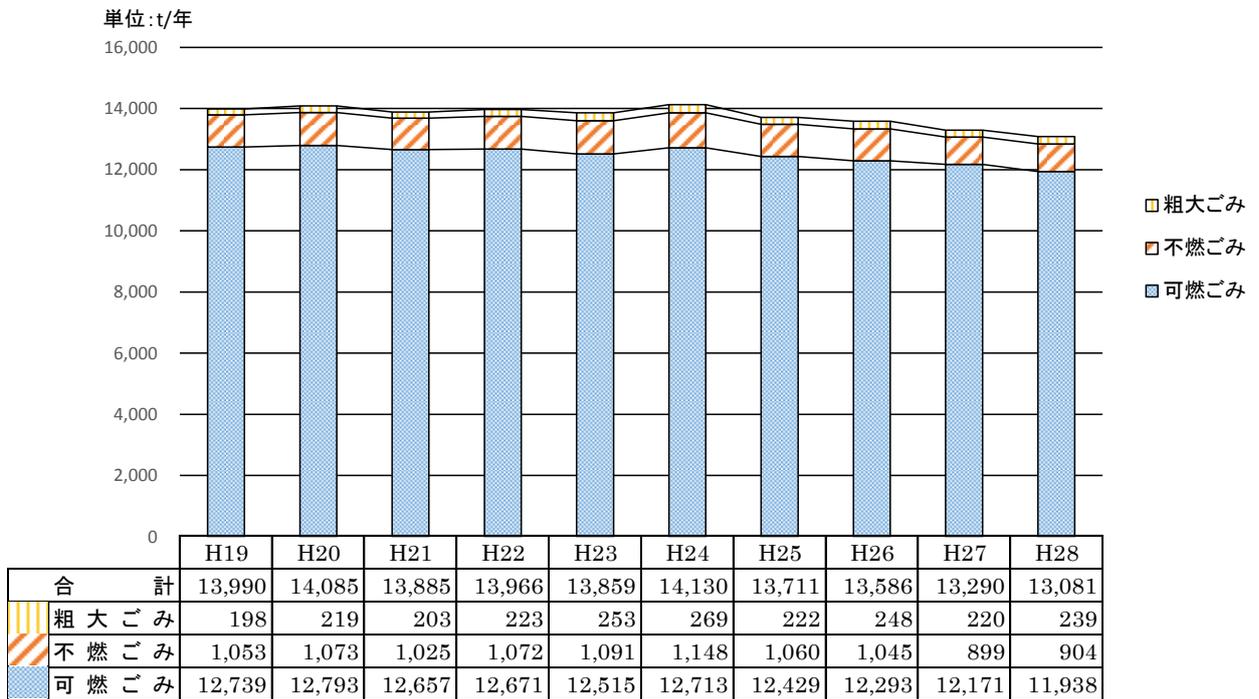
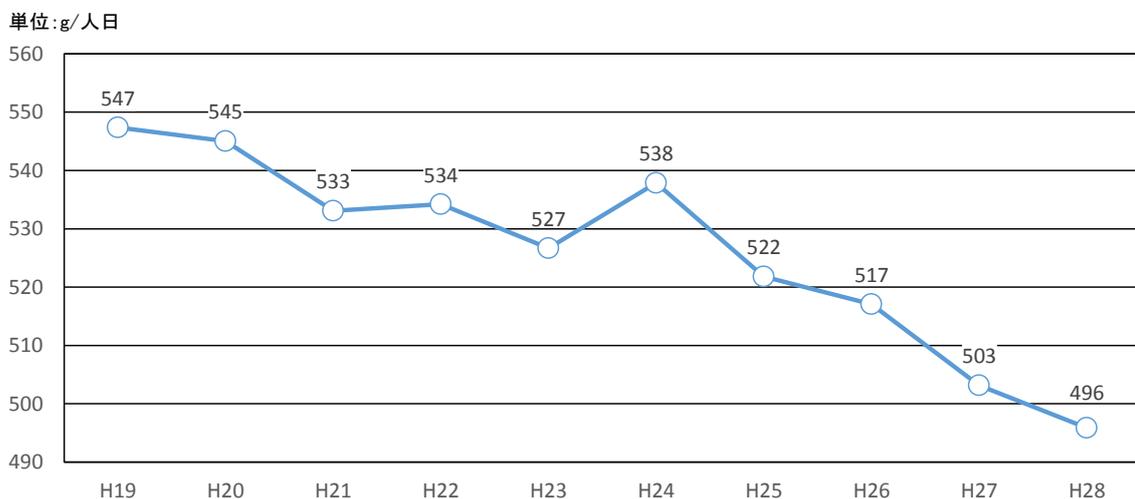


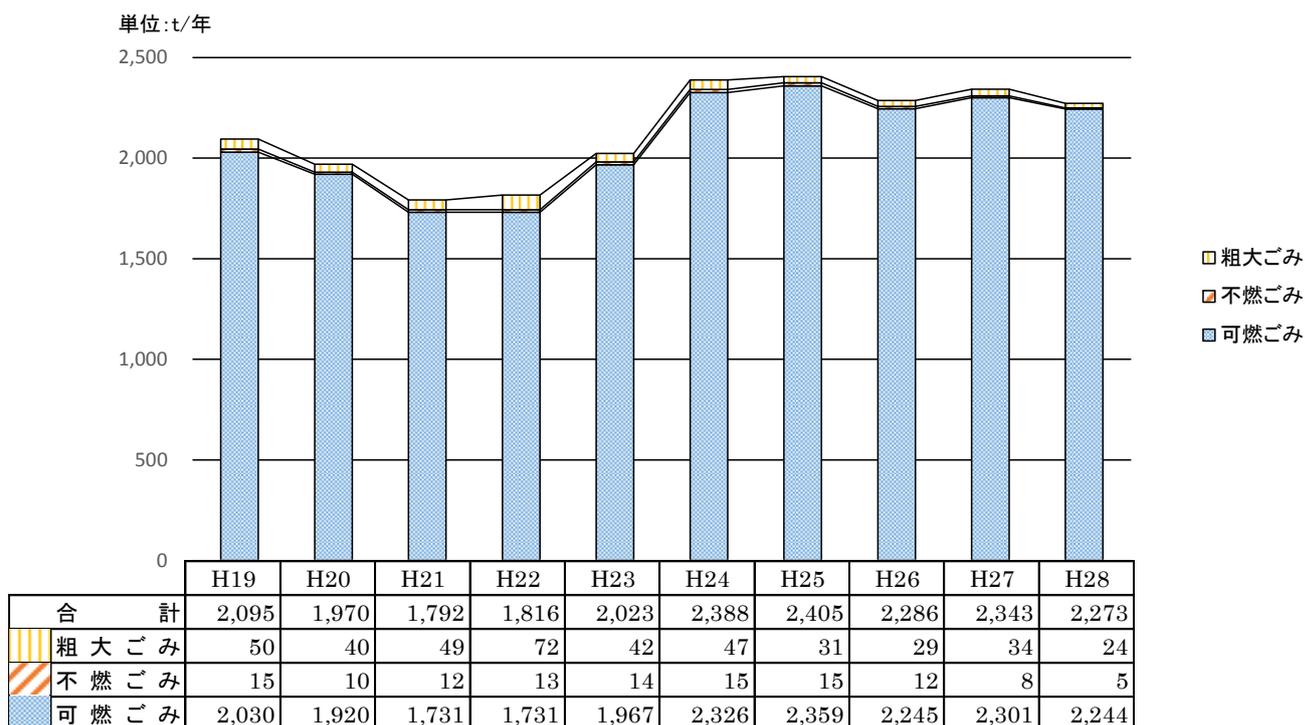
図 2-5 市民 1 人 1 日当たりの収集ごみ量の推移



②持込ごみ量の推移

主に事業所が排出したごみを自ら、あるいは廃棄物処理業者に委託して小平・村山・大和衛生組合に持ち込む「持込ごみ」の量は、平成19年度の2,095tから平成28年度には2,273tへと増加しています。

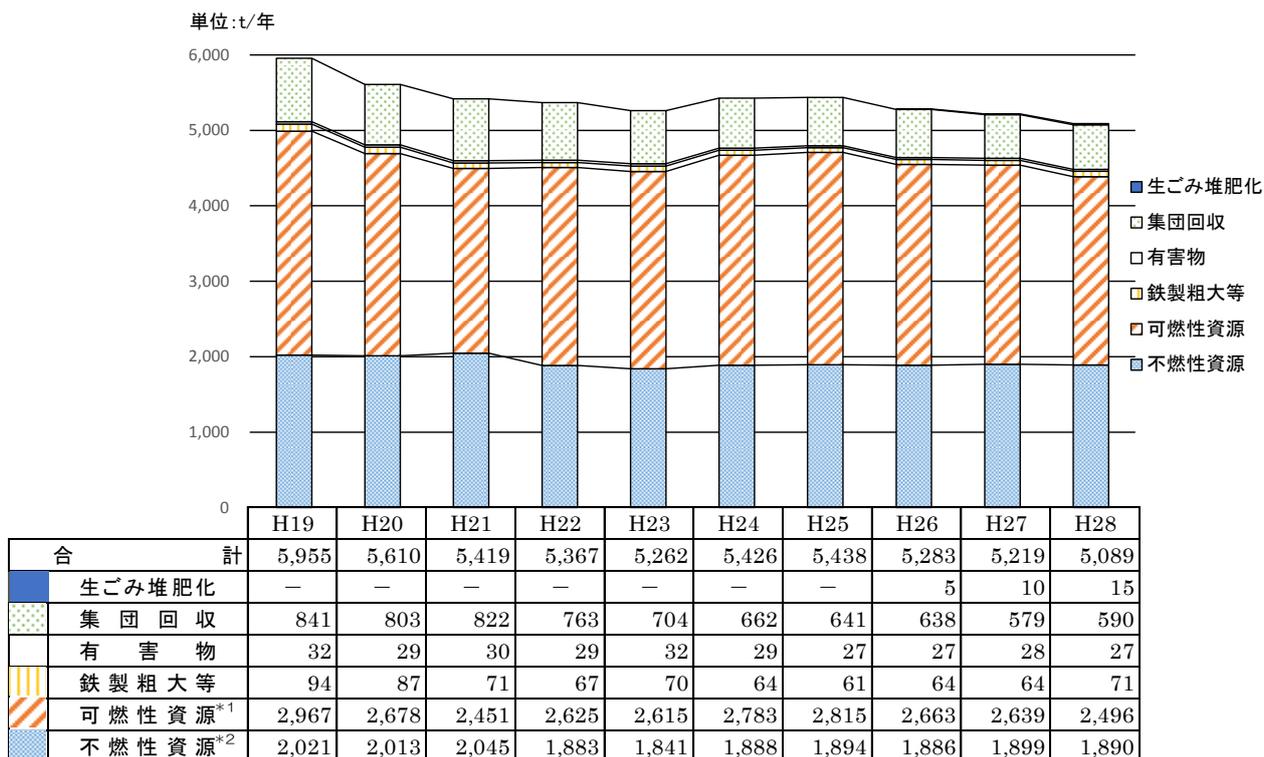
図2-6 持込ごみ量の推移



(3) 資源回収量の推移

資源回収量とは、集積所から資源として収集した量に、集団回収量と粗大ごみ収集時に分別している鉄製粗大等を加えたものです。平成19年度の5,955tから平成28年度には5,089tへと減少しています。

図2-7 資源回収量の推移



*1 可燃性資源：紙類・布類・剪定枝など

*2 不燃性資源：鉄類・アルミ・ビン類・容プラ・ペットボトルなど

(注) 生ごみ堆肥化については、平成26年10月からモデル事業を実施しておりますが、過去に実施したモデル事業分については計上していません。

写真2-1 拠点回収ボックス



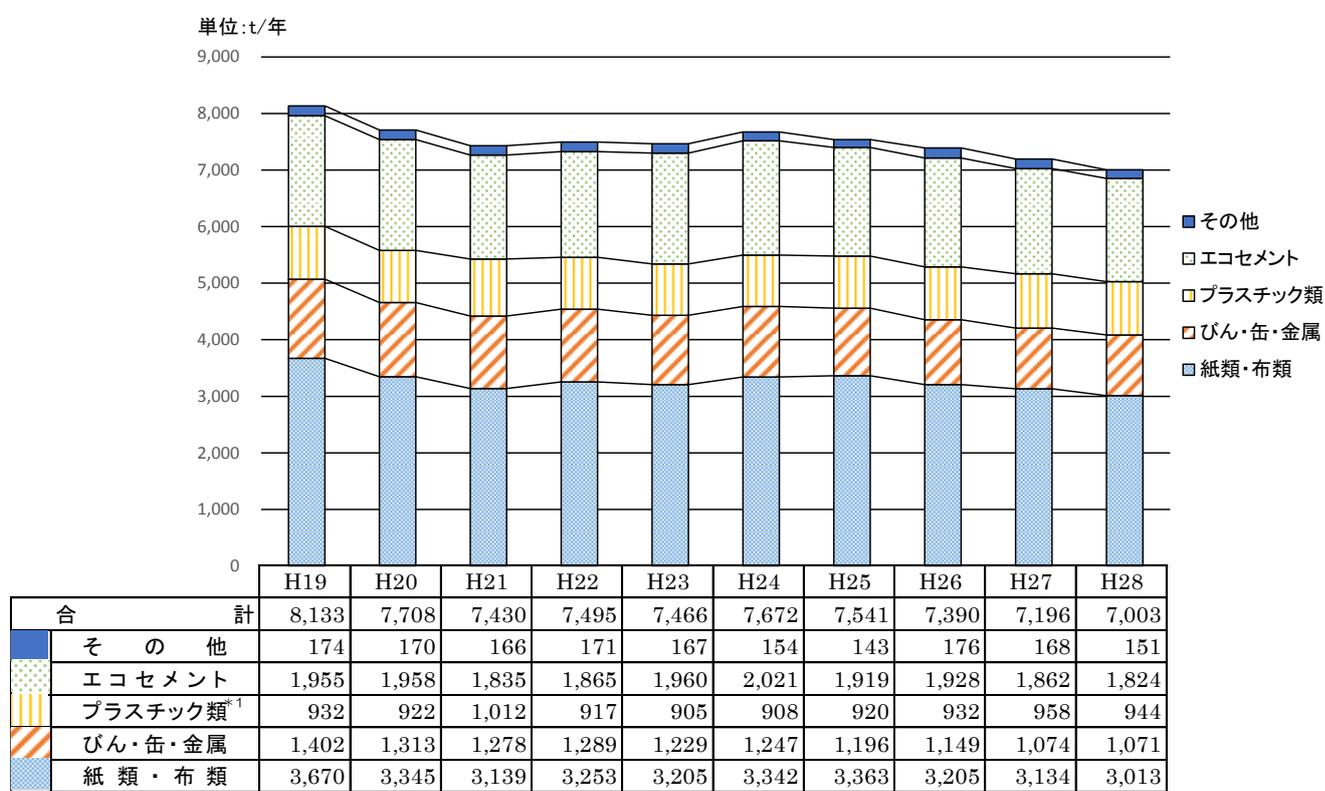
3 資源化状況

(1) 資源化量の推移

資源化量とは、集積所や回収拠点で資源として収集したものから異物(資源化できないもの)を除いて実際に資源化した量や、粗大ごみとして収集したものから資源化した鉄類など、実際に資源化した量に、中間処理施設で資源化した量及び集団回収量を加えたものです。

平成19年度の8,133tから平成28年度には7,003tへと減少しています。

図2-8 資源化量の推移



*1 プラスチック類：容プラ・ペットボトル

(2) リサイクル率(資源化率)の推移

リサイクル率(資源化率)とは、資源化量を総排出量で除したものです。平成19年度の36.9%から平成28年度には34.3%へと減少しています。エコセメントを除くリサイクル率(資源化率)は、平成19年度の28.0%から平成28年度には25.3%へと減少しています。

図2-9 リサイクル率(資源化率)の推移

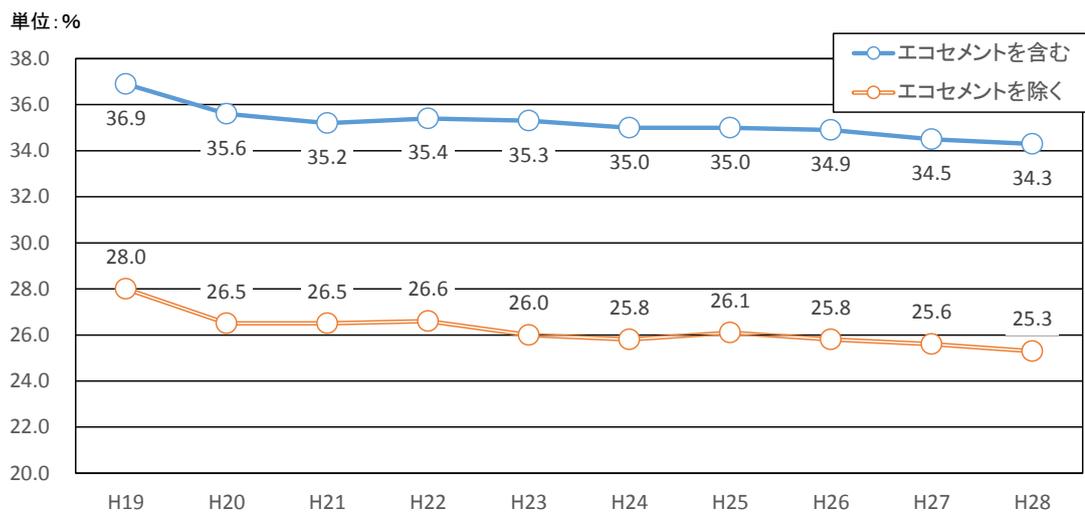


写真2-2 リサちゃんイクルくん



4 中間処理

(1) 小平・村山・大和衛生組合

本市の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理は、3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行われています。

可燃ごみは、ごみ焼却施設で焼却され、焼却灰は東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立処分を行っていましたが、平成18年7月からは、エコセメントの原料として再利用されています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で選別・破碎処理の後、有価物を取り除き、焼却できるものは焼却し、破碎不燃物は東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立処分をしています。

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設ともに老朽化が進んでおり、施設の更新を予定しています。

写真2-3 小平・村山・大和衛生組合

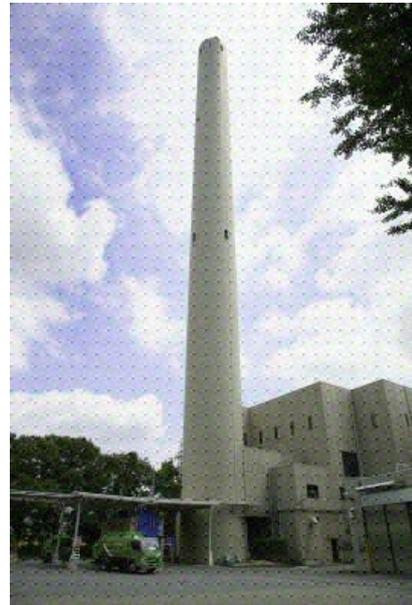


表2-2 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設の概要

区 分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設(3号炉、4・5号炉)
所在地	小平市中島町2番1号
建設年月日	3号炉：昭和50年3月(竣工) 4・5号炉：昭和61年11月(竣工)
炉型式	全連続燃焼式
処理方法	ストーカ式
処理能力	3号炉(150 t/日)、4・5号炉(105 t/日×2炉)
余熱利用	足湯施設(こもれびの足湯施設、平成19年3月竣工)
冷却方式	水噴射
通風方式	強制(平衡)
除塵方式	バグフィルタ
煙突高	3号炉(地上高59.5m)、4・5号炉(地上高100m)

表 2-3 小平・村山・大和衛生組合粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合粗大ごみ処理施設
所在地	小平市中島町2番1号
建設年月日	昭和50年10月（竣工）
破碎型式	横型回転式破碎機
処理能力	75 t / 5時間
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ
選別内容	可燃・不燃・鉄・アルミ

(2) 武蔵村山資源リサイクルセンター 写真 2-4

昭和 53 年に民間によるリサイクルセンターを開設し、平成 3 年に移転・拡充し、平成 13 年には容プラ類の分別収集に対応するため、施設改修を行い現在に至っています。リサイクルセンターでは、収集された容プラ・ペットボトル、ライター・びん・有害物、缶・金属を受け入れ、施設で選別し、適正な処理を行っています。

3 市では、共同してリサイクルを行っていくため、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の新設を予定しています。

武蔵村山資源リサイクルセンター



表 2-4 武蔵村山資源リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	武蔵村山資源リサイクルセンター
所在地	武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1
使用開始年月	平成3年10月
改修年月	平成13年11月
設備内容及び 処理能力	選別設備(処理能力20 t / 日)
	破袋機(処理能力28 t / 日)
	磁選機(処理能力4.97 t / 日)
	アルミ選別機(処理能力1.19 t / 日)
	ペットボトル減容機(処理能力2.1 t / 日)

5 最終処分

(1) 東京たま広域資源循環組合

小平・村山・大和衛生組合で焼却・破碎処理した焼却灰及び破碎不燃物は、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)に埋立処分をしていました。しかし、平成18年7月のエコセメント化施設の稼働により、焼却灰はエコセメントの原料として資源化されるようになりました。

表2-5 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施設規模	用地面積 約59.1ha
	開発面積 約33.3ha (埋立地18.4ha、管理施設等14.9ha)
	残存緑地面積 約25.8ha
埋立容量	全体埋立容量 約370万m ³
	廃棄物埋立容量 約250万m ³
	覆土容量 約120万m ³
建設年月	第1期 着工：平成7年度
	第2期 着工：平成12年度
埋立期間	当初 平成10年から16年間の予定
	エコセメント化後 30年以上延長予定

表2-6 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内)
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却灰等の処理能力 約300t(日平均)
生産能力	エコセメント生産量 約430t(日平均)
処理対象物	多摩地域25市1町のごみ焼却処理施設から排出される焼却灰及び二ツ塚廃棄物広域処分場に分割埋立された焼却灰等

写真 2-5 ニツ塚廃棄物広域処分場



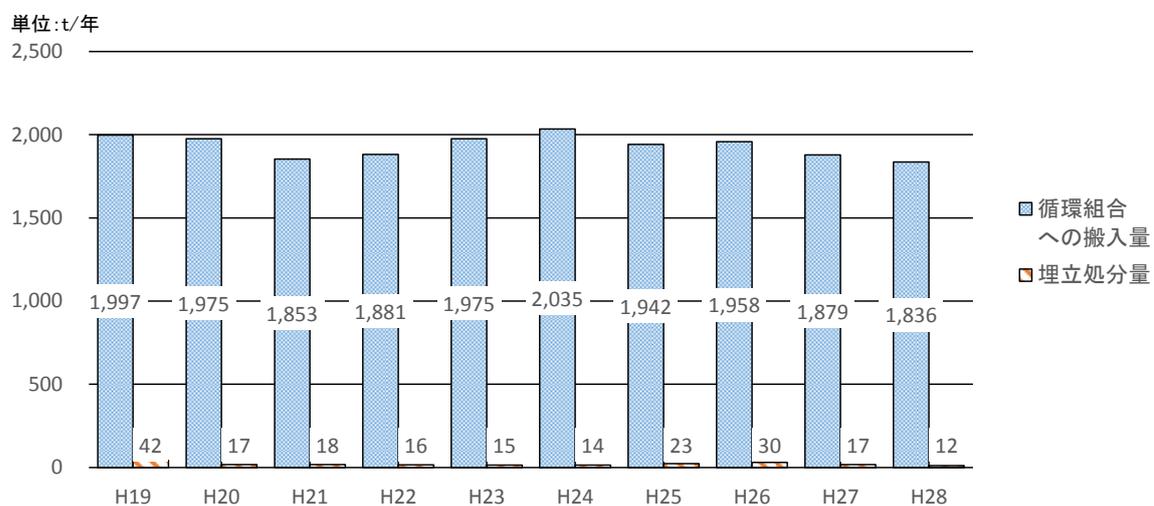
写真 2-6 エコセメント化施設



(2) 最終処分量の推移

東京たま広域資源循環組合への搬入量は、平成 19 年度の 1,997t から平成 28 年度には 1,836t へと減少しています。平成 28 年度のニツ塚廃棄物広域処分場での埋立処分量は 12t です。

図 2-10 最終処分量の推移



6 廃棄物処理経費

廃棄物処理経費は、10億円台から11億円台で推移しています。平成28年度の処理経費を項目別に見ると、塵芥収集運搬経費が33%で最も多く、次いで、中間処理経費が30%、最終処分経費が18%の順です。

図2-11 廃棄物処理経費の推移

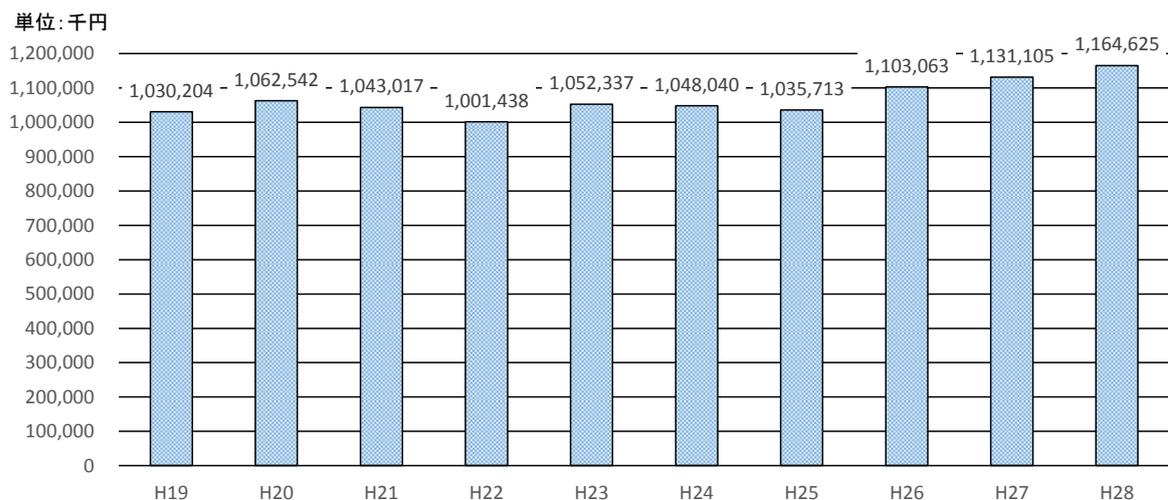


表2-7 項目ごとの廃棄物処理経費の推移

単位：千円

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
塵芥収集運搬経費 ^{*1}	353,345	353,564	347,020	339,177	333,918	338,459	340,504	369,915	369,894	378,686 (33%)
リサイクル事業経費 ^{*2}	57,377	80,978	88,237	59,680	124,311	124,477	123,977	127,376	128,148	129,369 (11%)
中間処理経費 ^{*3}	347,357	349,789	331,908	321,934	330,799	312,118	289,450	318,132	338,435	352,130 (30%)
最終処分経費 ^{*4}	176,822	182,623	188,293	193,359	189,204	198,636	208,014	215,341	209,032	208,132 (18%)
人件費 ^{*5}	64,518	60,996	57,403	56,306	50,986	50,591	51,210	45,421	56,252	58,239 (5%)
その他の経費 ^{*6}	30,785	34,592	30,156	30,982	23,119	23,759	22,558	26,878	29,344	38,069 (3%)
合計	1,030,204	1,062,542	1,043,017	1,001,438	1,052,337	1,048,040	1,035,713	1,103,063	1,131,105	1,164,625 (100%)

*1 塵芥収集運搬経費：ごみ収集経費のうち、一部事務組合の負担金を除く経費の合計

*2 リサイクル事業経費：リサイクルセンター経費

*3 中間処理経費：小平・村山・大和衛生組合負担金

*4 最終処分経費：東京たま広域資源循環組合負担金

*5 人件費：清掃事業に係る職員給料などの経費

*6 その他の経費：上記以外の経費

7 前計画の目標値の達成状況

前計画では、基本理念「循環型社会形成の推進」の進捗を測るため7つの指標を設定し、数値目標を定めています。目標値と平成28年度の実績値を比較すると、最終処分量(不燃ごみ埋立量)は達成していますが、他の指標は未達成です。

これらの目標を達成するために引き続き努力をしていくとともに、市民のごみ減量への取組をより正確に反映できるような指標の導入についても検討する必要があります。

表2-8 前計画の目標値の達成状況

	指標	単位	平成29年度 目標値	平成28年度 実績値	達成率	達成状況
発生抑制 目標	1 排出物原単位	g/人日	735	775	94.8%	未達成
	2 収集ごみ量原単位	g/人日	645	666	96.8%	未達成
	3 持込ごみ量	t	2,000	2,273	88.0%	未達成
資源化 目標	4 リサイクル率 (エコセメントを除く)	%	29.0	25.3	87.2%	未達成
	5 リサイクル率 (エコセメントを含む)	%	39.0	34.3	87.9%	未達成
最終処分量 削減目標	6 最終処分量 (循環組合への搬入量)	t	1,700	1,836	92.6%	未達成
	7 最終処分量 (不燃ごみ埋立量)	t	16.3	12	135.8%	達成

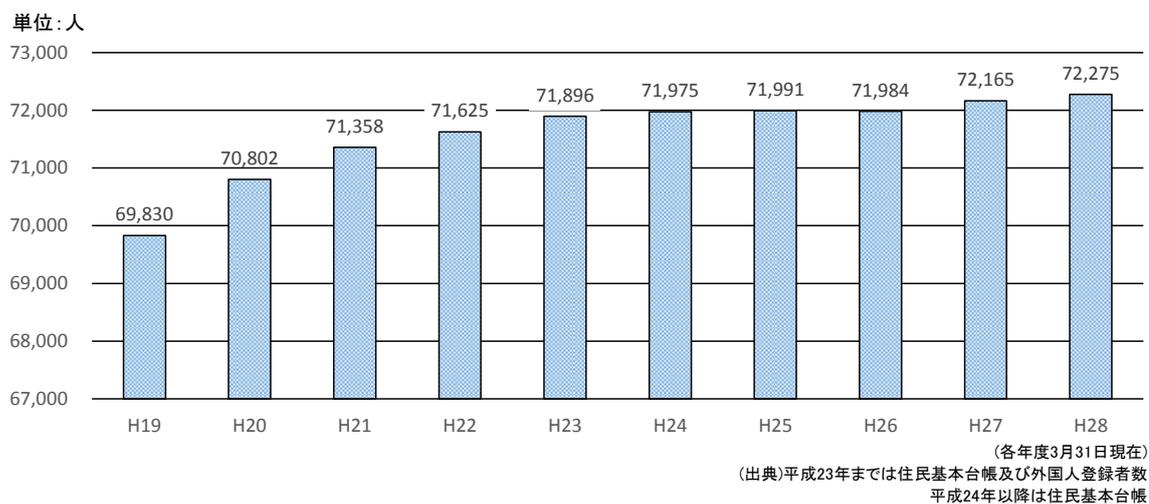
第3章 計画策定の課題

1 地域特性に関する留意事項

(1)人口

人口は、平成19年度の69,830人から平成28年度の72,275人へと増加していますが、平成24年度以降は横ばい状態です。将来の人口の増減に留意し、市民から排出されたごみ・資源を適正に収集・処理できる体制を整えておく必要があります。

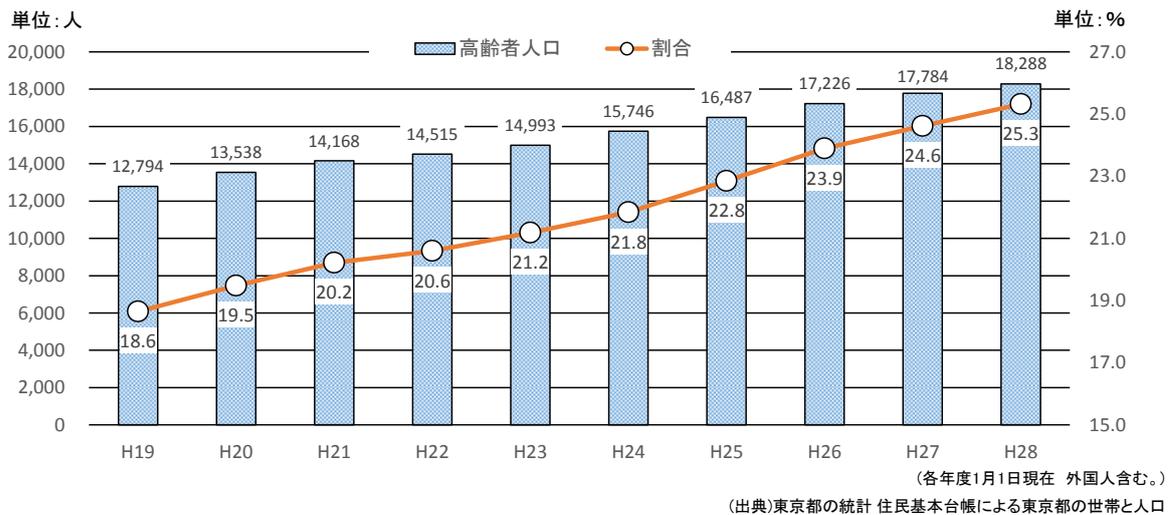
図3-1 人口の推移



(2) 高齢者人口の増加

年齢65歳以上の高齢者人口は、平成19年度の12,794人から平成28年度には18,288人へと増加しており、人口に占める割合も18.6%から25.3%へと増加しています。今後も、高齢者の増加が予想されることから、ごみ出しが困難な高齢者世帯へのサポートなど、高齢者が安心して暮らせるような仕組みを整備する必要があります。

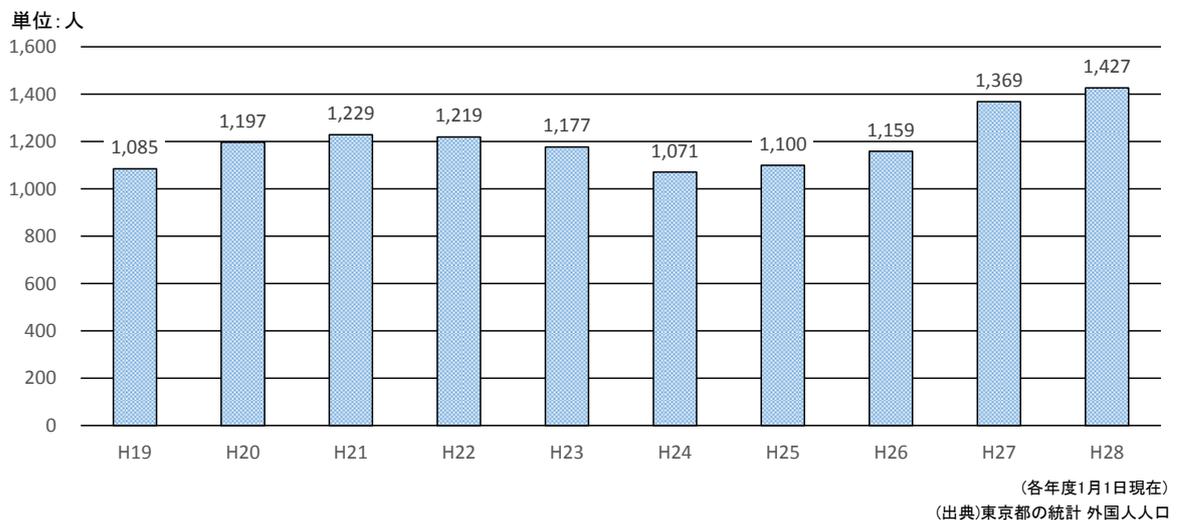
図3-2 高齢者人口と割合の推移



(3) 外国人人口の増加

外国人人口は平成19年度の1,085人から平成28年度には1,427人へと増加しています。ごみ・資源の分別ルールやごみ集積所への排出ルールについて、日本語以外の言語による情報伝達を拡充する必要があります。

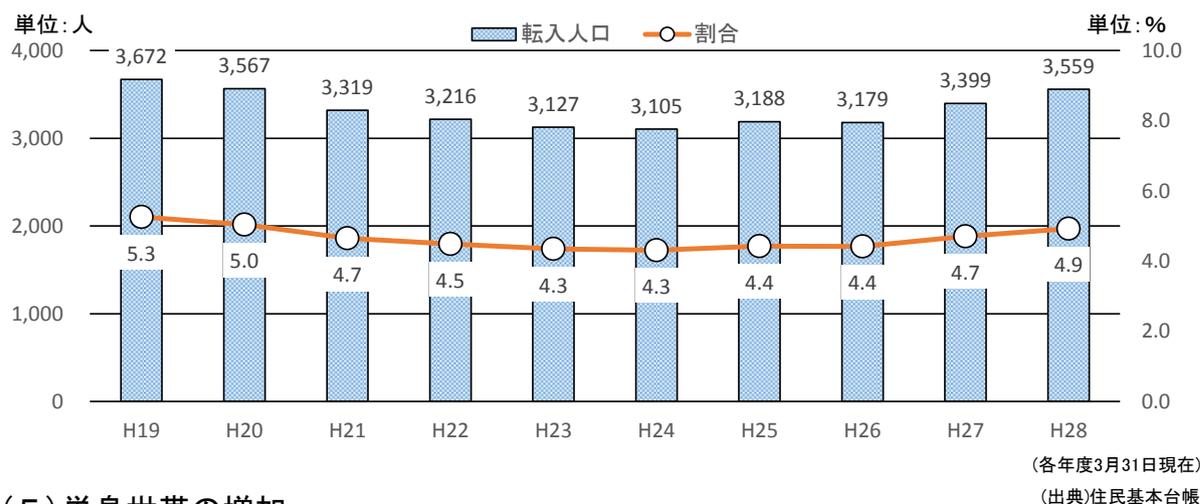
図3-3 外国人人口の推移



(4) 転入者への対応

転入者数は3,000人台で推移しています。転入者に対して、本市のごみ・資源の分別・排出ルールについて理解を得るため、転入手続きの窓口や集合住宅の管理会社等を通じたルールの伝達について検討する必要があります。

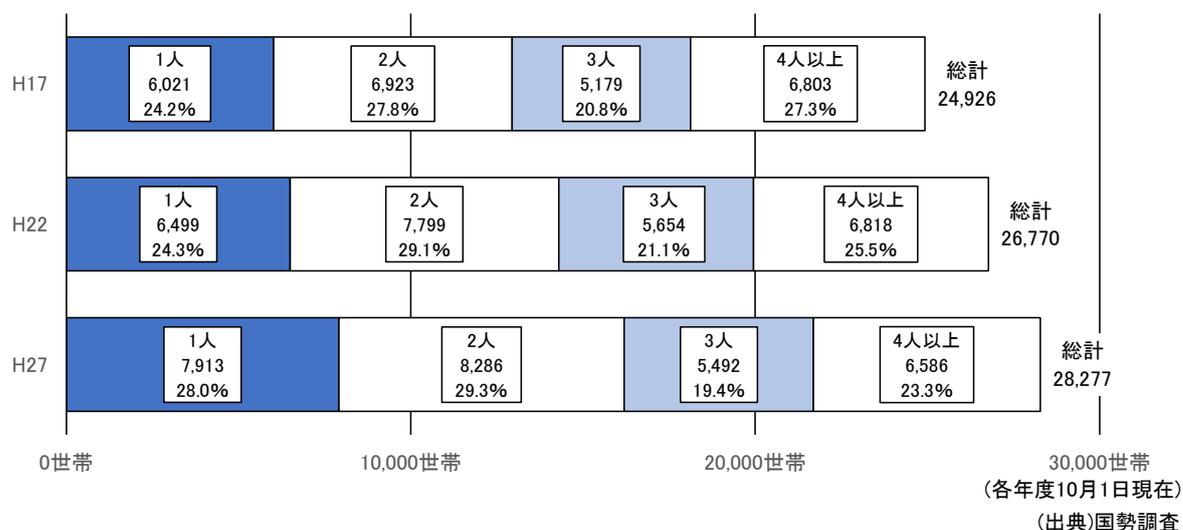
図3-4 転入者数の推移



(5) 単身世帯の増加

1人世帯数は、平成17年度の6,021世帯から平成27年度には7,913世帯へと増加しています。1人世帯には、単身で居住する高齢者やワンルームマンションなどに居住する若年単身者が多く、特に、若年単身者に対して、資源・ごみの分別ルールなどの情報を効果的に伝える施策が必要です。

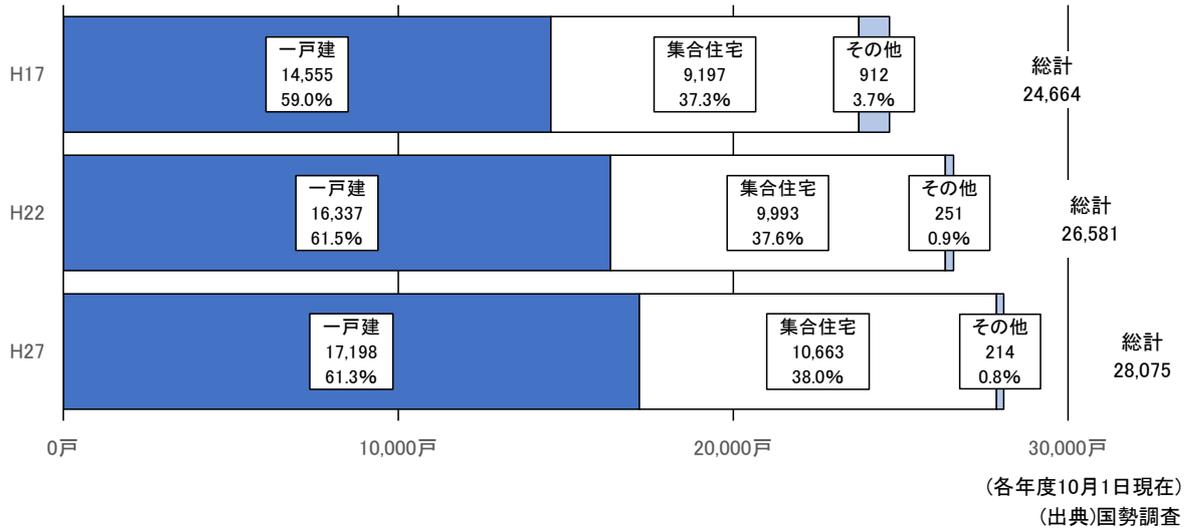
図3-5 家族人数別の世帯数の推移



(6) 住居形態の変化

一戸建は平成17年度の14,555戸から平成27年度には17,198戸へと増加しています。今後、家庭ごみの戸別収集について検討する際には、一戸建の増加による収集効率についても考慮する必要があります。

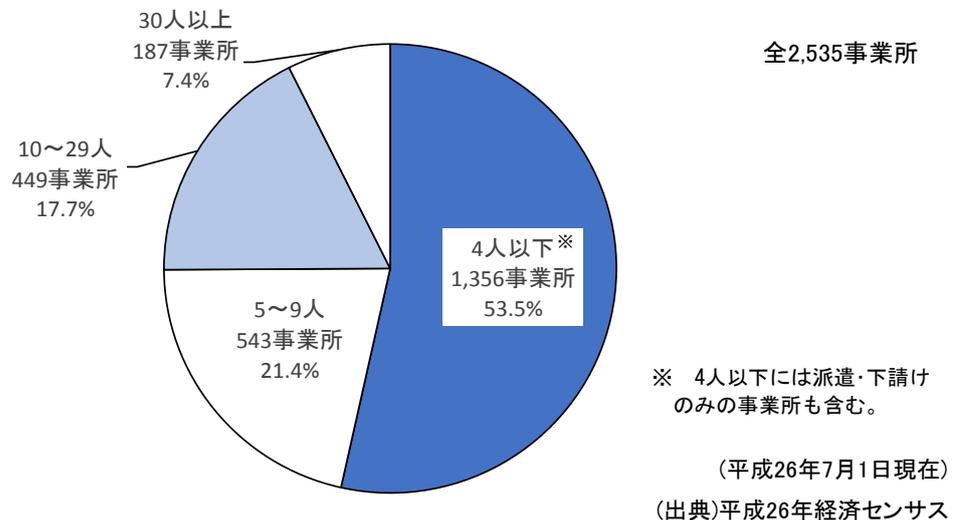
図3-6 住居形態の推移



(7) 小規模事業所対策

本市の事業所の約3/4が従業員10人未満の事業所です。事業所から排出されるごみについては自己処理が原則ですが、多くの事業所は市の収集にごみを排出していると考えられることから、資源・ごみの分別ルールを遵守させるような普及啓発が必要です。また、日量10kg以上を排出する事業所については、廃棄物処理業者への委託に移行するよう働きかける必要があります。

図3-7 従業員規模別の事業所数



2 廃棄物処理の課題

本計画策定のため基礎調査を実施し、「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月)として取りまとめました。基礎調査からの課題は次のとおりです。

(1) 家庭ごみ

① 生ごみの減量

家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみ(11,938t)には、消費期限・賞味期限切れなどの未開封のものや使わずに捨てられた果物・野菜などの未利用食品が 519t、水分を多く含む食べ残しなどの生ごみが 5,105t 含まれています。仮に、未利用食品を半減すれば 260t、水切りなどで生ごみの量を 10%減らせば 511t の減量効果が期待できます。

市民アンケート調査によると、生ごみ堆肥化事業への協力希望度合いについては、「条件があれば、協力したい」が 56.8%を占め、市民の協力意向は高く、モデル事業の拡大について検討する必要があります。また、消費期限・賞味期限に対する認識、消費期限・賞味期限切れが生じないような消費行動、生ごみ廃棄時の水切りなど、市民の行動を促すための普及啓発が必要です。

② 雑紙(ざつがみ)のリサイクル

家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみ(11,938t)に含まれる資源物 1,558t のうち雑紙(ざつがみ)が 622t を占めています。雑紙(ざつがみ)は、リサイクルできることを知らない市民が多く、分別がわかりにくいことから、ごみとして捨てられている割合が他の古紙に比べて高いと考えられます。雑紙(ざつがみ)を資源として回収するための仕組みや普及啓発について検討する必要があります。

③ 容プラの分別

家庭ごみ組成分析調査によると、リサイクル可能な容プラは、可燃ごみ(11,938t)と不燃ごみ(904t)に、合計で 435t 含まれています。これらは、軽く水ですすぐなど、少しの手間をかければ資源として回収することができることから、資源としての排出を促進するための普及啓発が必要です。

④ 不燃ごみからの小型家電製品・金属の回収

家庭ごみ組成分析調査によると、不燃ごみ(904t)には、資源収集の対象品目である小型家電製品(拠点回収品目)が 12t、金属製のなべ・やかん・フライパンなどが 11t 含まれています。これらの品目が資源物として排出されるよう、普及啓発や回収拠点

の整備が必要です。また、小型家電製品(拠点回収品目以外)が86t、その他金属が63t含まれています。小平・村山・大和衛生組合の粗大ごみ処理施設の更新に伴い、これらを選別・回収する方法について検討する必要があります。

⑤レジ袋の取扱い

家庭ごみ組成分析調査によると、使われずに捨てられているレジ袋は、可燃ごみ(11,938t)と不燃ごみ(904t)に合計で27t、ごみを入れる袋として使われたレジ袋は108t含まれており、レジ袋の多くが有効利用されています。市民アンケート調査によると、レジ袋の処理については、「ごみ・資源を出す袋として再利用している」が77.8%です。

家庭ごみについて指定袋制度を導入した場合には、これらのレジ袋がごみ・資源を出す袋として使用できなくなることから、販売店に対して、レジ袋の有料化やポイントサービスの拡充などについて働きかける必要があります。

⑥集団回収

市民アンケート調査によると、資源物の集団回収については、「よくわからない」が32.2%と約1/3を占めています。集団回収は、自治会などの地域団体と資源回収業者の民間取引であり、市の経費も分別収集に比べて安く抑えられる理想的なリサイクルであることから、集団回収の認知と参加を高めるための施策について検討する必要があります。

⑦拠点回収

市民アンケート調査によると、資源物の拠点回収については、「知っているが利用していない」が43.1%を占めています。市民の利便性と経費を考慮しながら、回収拠点の増加や回収品目の検討など、拠点回収の拡充について検討する必要があります。

⑧集積所の維持・管理

市民アンケート調査によると、普段使っている集積所について感じていることについては、「特に問題がない」が39.3%ですが、一方で、「分別ルールを守らない人がいる」が30.1%、「カラスや猫による被害がある」が27.1%です。分別ルールの周知徹底や集積所の美化対策について検討する必要があります。

⑨収集回数

市民アンケート調査によると、古紙、びん、容プラ・ペットボトルの収集回数については、3品目とも「現状でよい」が最も多い点は共通ですが、古紙、びんについては「減らしてもよい」が「増やしてほしい」を上回っているのに対して、容プラ・ペットボ

トルについては「増やしてほしい」が「減らしてもよい」を上回っています。

この要因のひとつとして、容プラ・ペットボトルは、収集間隔が2週間空く日があることが考えられます。市民の利便性と経費を考慮して、これら3品目の収集頻度について検討する必要があります。

⑩清掃・リサイクルに関する情報提供

市民アンケート調査によると、市の清掃・リサイクルに関する情報の取得方法については、「『ごみ分別辞典』など市のチラシや冊子」が52.1%、「市報」が43.0%と紙媒体が多くなっています。市民のライフスタイルによって、使用する媒体は様々であることから、情報提供の手法については幅広く検討する必要があります。

⑪家庭ごみ有料化

市民アンケート調査によると、家庭ごみの有料化の実施に対する考えについては、「実施すべきではない」(16.5%)と「ごみ減量などの目的は理解できるが、実施には抵抗がある」(42.7%)を合わせると、約60%の人が有料化の実施に消極的でした。

家庭ごみの有料化を導入する際には、市民に十分な説明をする必要があります。

⑫戸別収集

市民アンケート調査によると、「賛成である」が29.2%、「反対である」が24.3%と賛否は拮抗していますが、「どちらともいえない」が40.6%と最も多くなっています。

戸別収集には、各自が排出したごみ・資源を管理するため分別意識が高まること、集積所の問題がなくなることなどのメリットがある一方で、経費の増加、交通量の増加、プライバシーの問題などのデメリットもあることから、導入する際には、市民に十分な説明をする必要があります。

(2) 事業系ごみ

①処理方法

事業所アンケート調査によると、事業所のごみの処理方法については、「自社で直接、廃棄物処理業者に委託」が49.4%、「市の収集に出している」が45.3%とほぼ拮抗しています。

事業系ごみの処理は排出者の自己処理責任が原則であることから、市の収集に排出している事業所に対しては、廃棄物処理業者への委託を促す施策が必要です。

②指定収集袋の使用

事業所アンケート調査によると、ごみ排出における指定収集袋の使用の有無について、「指定収集袋で出していない」と回答した事業所は、ごみが32.4%、資源が47.1%

です。指定収集袋を使用しない理由としては、「ごみ・資源の量が少ないから」が45.0%であることから、少量でも指定収集袋を使用しなければならない旨を周知徹底する必要があります。

3 中間処理・最終処分に関する課題

(1) 中間処理に関する課題

① ごみ処理施設の整備

ごみの中間処理は、小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っています。現在稼働しているごみ焼却施設のうち、3号炉は昭和50年、4・5号炉は昭和61年に竣工した施設であり、また、粗大ごみ処理施設についても昭和50年に竣工した施設であるため、老朽化が進んでいます。

このため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設ともに、更新が喫緊の課題となっています。

本市では、小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携して、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の更新を着実に進める必要があります。

② 市共同資源化事業

3市及び小平・村山・大和衛生組合の4団体では、ごみ焼却施設更新を視野に入れ、ソフト面では、発生・排出抑制の啓発や資源化基準の統一、ハード面では、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の新設及び粗大ごみ処理施設の更新を進めていく必要があります。

本事業において、資源物の安定的な処理を図るため、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備を推進しておりますが、小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携して、着実に進める必要があります。

なお、容プラとペットボトルを一緒に収集していますが、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備に伴って、収集方法について検討する必要があります。

③ 資源物処理施設について

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設竣工後も、引き続き、ライター・びん・有害物、缶・金属などの中間処理は、本市独自で行う必要があります。引き続き、安定的な処理を行う必要があります。

本市は、独自の資源化施設を持たないため、資源物については、民間企業と協定を結び、処理を行っておりますが、協定や小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設で取り扱わない品目などの中間処理対象物を再検討する必要があります。

(2)最終処分に関する課題

①搬入量の減量

小平・村山・大和衛生組合で焼却・破碎処理した焼却灰及び破碎不燃物は、東京たま広域資源循環組合に搬入しています。東京たま広域資源循環組合では、「廃棄物減容(量)化基本計画」を策定していますが、本市の搬入量は、計画で定められた搬入配分量を上回っているため、超過金を課せられています。また、ごみの最終処分を地域外に依存していることも考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量する必要があります。

②埋立ゼロ

不燃ごみ・粗大ごみ破碎残さの一部は、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立てています。しかし、最終処分場に廃棄物を搬入する自治体は4自治体に過ぎず、うち、3自治体が小平・村山・大和衛生組合の構成市です。そのため、小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と共同して、埋立ゼロを目指す必要があります。

4 災害廃棄物対策に関する課題

東日本大震災では、災害時における廃棄物の迅速で適正な処理が大きな課題であることが認識されました。本市においても、多摩直下地震(プレート境界多摩地震)と立川断層帯地震などの直下型の地震が想定されることから、平常時のみならず、災害時の廃棄物の適正処理についても検討する必要があります。

5 現状における課題の取りまとめ

以上に示した現状における課題を整理すると次のようになります。

図3-8 現状における課題の取りまとめ

発生抑制	○不用物を発生させない取組の推進	
	○生ごみの減量の推進	
	○家庭ごみ有料化の検討	
資源化	○集団回収・拠点回収による自主的な資源化	
	○雑紙（ざつがみ）の資源化	
	○容プラの資源化	
	○容プラとペットボトルの分別区分の検討	
適正処理	収集	○集積所の維持・管理の推進
		○戸別収集の検討
		○収集回数の検討
		○廃棄物処理業者への委託の推進（事業者）
		○指定収集袋の使用の推進（事業者）
	中間処理	○ごみ処理施設の整備
		○3市共同資源化事業の推進
		○資源物処理施設の検討
		○中間処理における資源化の検討
	最終処分	○搬入量の減量
		○埋立ゼロ

○災害時の廃棄物対策の検討

○発生抑制・資源化・適正処理を推進するための普及啓発の検討

第4章 計画の基本理念等

1 基本理念

本市では、前計画において、「循環型社会形成の推進」を基本理念として、ごみ減量や適正処理を推進してきました。

国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、「3R（「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」のうち、優先順位が高いものの、取組が遅れているリデュース・リユースの取組がより進む社会経済システムの構築を目指す」としています。

「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」では、「国が示す3Rに「Refuse（リフューズ：断る）」を加えた4Rの観点から、更なるごみの減量化に向けた施策を検討する」としています。

リサイクルは、市がシステムを整備して市民と事業者がこれに協力することで推進できますが、リフューズ・リデュース・リユースは、市民・事業者の主体的な取組がなければ推進できません。

そこで、前計画の基本理念に、「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す」を加えて、新たな基本理念としました。

基本理念

市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す
循環型社会形成の推進

2 基本方針

基本方針 1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、生産、流通、販売、消費、廃棄というもののライフサイクルの中で、可能な限り不用物になる前の段階での対策を重視し、リフューズ・リデュース・リユース(以下、「3つのR」といいます。)の推進により、不用物を出さないようにすることです。

市は、市民や事業者が、3つのRの意義と必要性について理解を深め、具体的な行動をとるための仕組みづくりや普及啓発活動を推進します。

市民が3つのRに取り組みやすくなるように、事業者に対して拡大生産者責任に基づいた行動を求めています。

基本方針 2 リサイクル(資源化)の推進

3つのRを推進した上で、それでも発生してしまった不用物については、リサイクルをすることが必要です。

市は、集団回収など、市民の自主的なリサイクルを支援するとともに、事業者に対して店頭回収の拡充など、市民がリサイクルに取り組みやすい環境を整備することを求めています。

資源の「質」にも着目し、ペットボトルからペットボトルを再生する「水平リサイクル」のように、可能な限り質の高いリサイクルを目指します。

基本方針 3 適正処理の推進

4Rを推進した上で、それでも、ごみになってしまったものについては、市民の生活環境の保全を前提とした上で、環境に負荷を与えないように適正に処理をすることが循環型社会形成のための前提条件です。

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分については、市民の公衆衛生と環境保全を確保し、安全で安定したごみ処理の向上に努めます。

ごみを処理する段階では、ごみ焼却施設から出る余熱を利用したり、ごみの中から金属を回収したりすることで、ごみとして捨てられたものも最大限に利用します。

基本方針 4 市民・事業者・市の協働

4Rやごみの適正処理を効率的に推進し、「市民、事業者及び市が協働して目指す循環型社会形成の推進」を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが必要となります。

このような状況を作り出していくために、市は市民と事業者に対して様々な情報提供を行い、情報共有することにより、各主体が相互に協力して活動を行えるよう努めます。

3 市民・事業者の行動指標

(1)市民の行動指標

1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 買い物をするときにはマイバッグを持参し、レジ袋などの不用な包装を断ります。
- 食事は食べきり、ごみにならないようにします。
- 食品の消費期限や賞味期限をチェックし、ごみにならないように心がけます。
- 生ごみの水分を、なるべく少なくします。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを購入します。
- 不用になったものは必要な人に譲ります。
- 使い捨ての容器は使わないようにします。
- ものは大切に長く使います。

2 リサイクルの推進

- 地域の集団回収に参加します。
- 販売店の店頭回収に協力します。
- 市の資源の集積所回収や拠点回収などに協力します。
- 再生資源を利用した製品を購入します。

3 適正処理の推進

- ごみ・資源の分別区分を守ります。
- ごみ・資源を出す日や時間など、ごみ出しルールを守ります。
- ごみ・資源の集積所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 集積所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力します。
- 地域での清掃活動に参加します。

4 市民・事業者・市の協働

- 事業者及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

(2) 事業者の行動指標

1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 製造者・販売者は、製造・販売した製品に最後まで責任を持ちます。
- 製造者は、長寿命製品の製造や修理体制の拡充に努めます。
- 販売者は、簡易包装を推進します。
- 販売者は、レジ袋の有料化などにより過剰包装の削減に取り組みます。
- 販売者は、消費者が製品の修理を出しやすいような体制を整備します。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるよう工夫します。
- 排出事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

2 リサイクルの推進

- 販売者は、店頭回収を積極的に行います。
- 販売者は、再生資源を利用した製品を積極的に販売します。
- 飲食店や食品販売者は、生ごみを飼料や肥料にするよう取り組みます。
- 事業活動から排出された資源の自主的なリサイクルに取り組みます。

3 適正処理の推進

- 排出事業者は、自己処理原則に基づいて処理します。
- ごみ・資源の集積所に排出する事業者は、事業系一般廃棄物指定収集袋でごみを排出します。
- ごみ・資源の集積所に排出する事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

4 市民・事業者・市の協働

- 市民及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

第5章 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量

1 将来人口予測

本市では、「武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年度～平成31年度)」において、平成32年、平成37年、平成42年の人口の将来展望を行っています。その間の人口は直線的に伸びると仮定して、各年の人口を予測しました。

表5-1 将来人口予測

年	人口(人)		備考	平成28年度を1とした係数
H28	72,275	72,275	実績値	1.0000
H29		73,201	推計値	1.0128
H30		74,128		1.0256
H31		75,054		1.0385
H32	75,980	75,980		1.0513
H33		76,171		1.0539
H34		76,361		1.0565
H35		76,552		1.0592
H36		76,742		1.0618
H37	76,933	76,933		1.0644
H38		77,200		1.0681
H39		77,466		1.0718
H40		77,733		1.0755
H41		77,999		1.0792
H42	78,266	78,266		1.0829

2 ごみ・資源排出量の予測

表5-2に、現状のごみ処理事業をこのまま継続した場合のごみ・資源排出量を予測しました。

収集量と集団回収量については、市民1人1日当たりの排出量(平成28年度実績)がそのまま横ばいで推移すると仮定し、これに将来人口予測の平成28年実績値を1とした係数を乗じて推計しました。

持込ごみ量については、ごみ量に影響する経済要因等の諸条件に不確実性があることから、平成28年度の実績値で推移すると仮定しました。

表5-3に、現状のごみ処理事業を継続した場合の資源化量を予測しました。

各年度の資源量は、表 5-2 に示した収集資源量に、平成 28 年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。なお、算出方法は、資料編 77 ページ「資料 3 目標とするごみ・資源排出量の算出方法」に記載してあります。

表 5-2 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量

(平成28年度～平成33年度)

単位：t/年

区 分		実績値	予測値				
		H28	H29	H30	H31	H32	H33
収集 ごみ	可 燃 ご み	11,938	12,091	12,244	12,398	12,551	12,582
	不 燃 ご み	904	916	927	939	950	953
	可 燃 性 資 源 ^{*1}	2,496	2,528	2,560	2,592	2,624	2,631
	不 燃 性 資 源 ^{*2}	1,890	1,914	1,938	1,963	1,987	1,992
	粗 大 ご み	239	242	245	248	251	252
	鉄 製 粗 大 等	71	72	73	74	75	75
	有 害 物	27	27	28	28	28	28
	生ごみ堆肥化事業分	15	15	15	15	15	15
	収 集 量 小 計	17,580	17,805	18,030	18,257	18,481	18,528
持込 ごみ	可 燃 ご み	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244
	不 燃 ご み	5	5	5	5	5	5
	粗 大 ご み	24	24	24	24	24	24
	持 込 量 小 計	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
集 団 回 収	590	598	605	613	620	622	
総 排 出 量	20,443	20,676	20,908	21,143	21,374	21,423	

(平成34年度～平成39年度)

単位：t/年

区 分		予測値					
		H34	H35	H36	H37	H38	H39
収集 ごみ	可 燃 ご み	12,613	12,646	12,677	12,708	12,752	12,796
	不 燃 ご み	955	958	960	962	966	969
	可 燃 性 資 源	2,637	2,644	2,650	2,657	2,666	2,675
	不 燃 性 資 源	1,997	2,002	2,007	2,012	2,019	2,026
	粗 大 ご み	253	253	254	254	255	256
	鉄 製 粗 大 等	75	75	75	76	76	76
	有 害 物	29	29	29	29	29	29
	生ごみ堆肥化事業分	15	15	15	15	15	15
	収 集 量 小 計	18,574	18,622	18,667	18,713	18,778	18,842
持込 ごみ	可 燃 ご み	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244
	不 燃 ご み	5	5	5	5	5	5
	粗 大 ご み	24	24	24	24	24	24
	持 込 量 小 計	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
集 団 回 収	623	625	626	628	630	632	
総 排 出 量	21,470	21,520	21,566	21,614	21,681	21,747	

*1 可燃性資源：紙類・布類・剪定枝など

*2 不燃性資源：鉄類・アルミ・ピン類・容ブラ・ペットボトルなど

表 5-3 現状のごみ処理事業を継続した場合の資源化量

(平成28年度～平成33年度)

単位：t/年

区 分		実績値	予測値				
		H28	H29	H30	H31	H32	H33
資源量	紙 類	2,696	2,731	2,765	2,800	2,834	2,842
	鉄 類	462	468	473	479	485	486
	ア ル ミ	147	149	151	153	155	155
	ビ ン 類	462	468	474	480	486	487
	布 類	317	321	325	329	333	334
	ペ ッ ト ポ ト ル	215	218	220	223	226	227
	容 プ ラ	729	738	748	757	766	768
	剪 定 枝	60	61	62	62	63	63
	そ の 他	64	65	66	66	67	67
	有 害 物	27	27	28	28	28	28
	エ コ セ メ ン ト	1,824	1,844	1,864	1,884	1,904	1,908
生 ご み 堆 肥 化	0	0	0	0	0	0	
合計(エコセメントを含む)		7,003	7,090	7,176	7,261	7,347	7,365
合計(エコセメントを除く)		5,179	5,246	5,312	5,377	5,443	5,457

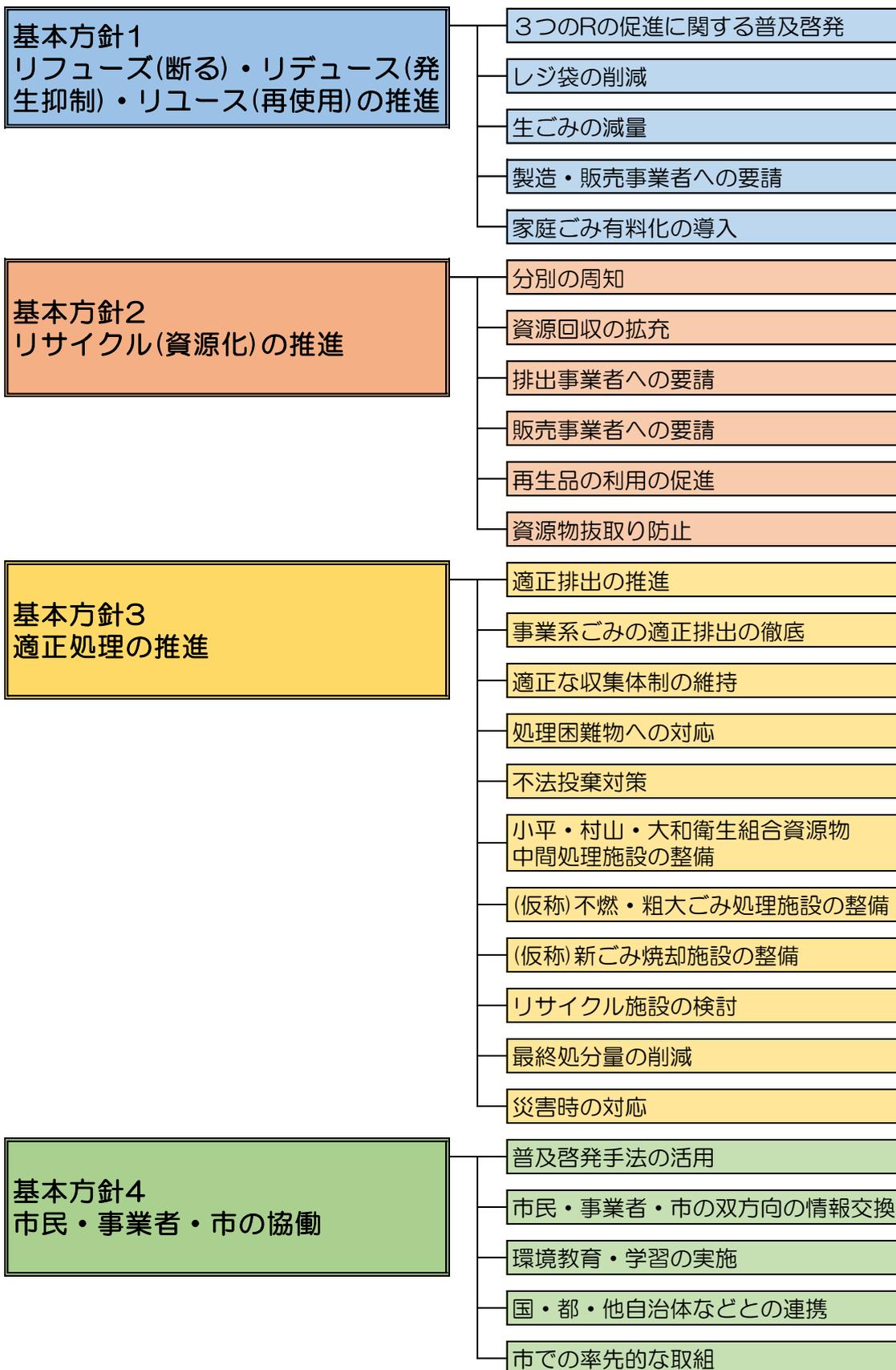
(平成34年度～平成39年度)

単位：t/年

区 分		予測値					
		H34	H35	H36	H37	H38	H39
資源量	紙 類	2,848	2,856	2,862	2,870	2,879	2,889
	鉄 類	487	488	489	491	492	493
	ア ル ミ	155	156	156	156	157	158
	ビ ン 類	488	489	491	492	494	495
	布 類	335	336	337	337	339	340
	ペ ッ ト ポ ト ル	227	228	228	229	230	230
	容 プ ラ	770	772	774	776	779	781
	剪 定 枝	63	64	64	64	64	64
	そ の 他	68	68	68	68	68	69
	有 害 物	29	29	29	29	29	29
	エ コ セ メ ン ト	1,912	1,916	1,920	1,924	1,930	1,936
生 ご み 堆 肥 化	0	0	0	0	0	0	
合計(エコセメントを含む)		7,382	7,402	7,418	7,436	7,461	7,484
合計(エコセメントを除く)		5,470	5,486	5,498	5,512	5,531	5,548

(注) 生ごみ堆肥化については、1 tに満たなかったため、0と表記しています。

第6章 基本的な施策



1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

(1) 3つのRの促進に関する普及啓発

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、リフューズ・リデュース・リユースの3つのRの推進により、不用物を出さないことです。3つのRを推進するためには、市民一人ひとり、事業者一社一社が不用なものを出さないライフスタイルや事業活動に転換する必要があります。このような、市民や事業者の行動が習慣として定着するよう、次のような普及啓発に努めます。

- 3つのRを実践する意義と必要性
- 過剰包装の抑制
- 再利用できる商品の利用

(2) レジ袋の削減

リフューズのうち、比較的容易に実践でき、効果が期待できるのは、レジ袋を断ることです。家庭ごみ有料化導入後には、レジ袋はごみを出す袋として利用できなくなるため、すぐに不用物になってしまう可能性が高まります。市民がマイバッグを持参して、レジ袋を断ることが習慣化されるような普及啓発や仕組みづくりに取り組みます。また、レジ袋の有料化やレジ袋を断った人に対するポイント制の導入などの取組について販売店に働きかけます。

- マイバッグ持参の普及啓発
- 販売店への要請

写真6-1

マイバッグキャンペーンポスター



(3) 生ごみの減量

ごみの中には、消費期限・賞味期限切れなどの未利用の食品が捨てられています。食品ロス削減のため、消費期限・賞味期限に関する知識、食材を無駄にしない工夫などについての意識啓発や、家庭で余っている食品を集めて寄付をするフードドライブなどに取り組みます。また、飲食店での食べ残しが少なくなるよう、小盛りのメニューを作るなどの工夫を働きかけます。

家庭から排出される可燃ごみの約4割を生ごみが占めており、水切りをすることでごみを減らすことができるため、市民や飲食店による水切りの徹底について啓発を強化します。

- 食品ロス削減のための普及啓発
- フードドライブの実施
- 飲食店への働きかけ
- 水切りの徹底
- 生ごみ処理機器購入補助制度の普及啓発

写真6-2 可燃ごみとして排出された未利用食品



写真6-3 フードドライブで集まった食品



(4) 製造・販売事業者への要請

市民が3つのRに取り組むためには、実践できる環境の整備が不可欠です。市民がリユースに取り組めるよう、販売事業者に対して再使用容器を使った製品を取り扱うよう働きかけ、販売事業者による取組を市民に周知します。

製造事業者に対しては、寿命の長い製品や製品の修理体制の拡充など、簡単にごみにならない製品の開発などについて、国や都を通じて要請していきます。

- 再使用容器などの利用の促進
- 市民に対する販売事業者の取組の周知
- 国や都を通じた製造事業者への要請

(5) 家庭ごみ有料化の導入

多摩地域26市のうち24市では、家庭ごみ有料化を導入しており、ごみ減量に大きな成果を上げています。本市のごみ量は市民の協力により減少傾向にあります。平成28年度の市民1人1日当たりの収集ごみ量は、多摩地域26市の中で2番目に多く、今後も人口の増加によりごみ量の増大が見込まれます。

また、平成37年度稼働予定の(仮称)新ごみ焼却施設更新に向け、平成32年から近隣の処理施設に広域支援を依頼する予定であり、支援先の住民の理解を得るためには、更なるごみの減量化が必要となります。

なお、家庭ごみ有料化は、ごみ減量の有効な施策であり、前計画においては、「平成30年度を目途に家庭ごみの有料化を実施するものとする。」としておりますが、4Rの推進に加え、あらゆるごみの減量・資源化施策を徹底していく中で、市民意識の向上を図るとともに、家庭ごみ有料化の実施に向けては、市民に御理解と御協力をいただくため、制度の目的や内容を丁寧に説明する期間を十分に設ける必要があることから、導入時期については平成34年度を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指します。

家庭ごみの有料化に際しては、有料化の効果、手数料の料金体系、徴収方法、手数料の使途、不法投棄の防止対策などについて市民の意見を伺い、制度に反映させます。

- 家庭ごみ有料化の導入に向けた課題などの検討
- 市民への説明
- 家庭ごみ有料化の実施

2 リサイクル(資源化)の推進

(1) 分別の周知

3つのRを実践した上で排出された不用物については、できるだけリサイクルをする必要があります。リサイクルの基本は市民による分別のため、分別方法やリサイクルの重要性についての普及啓発に努めます。

- リサイクルの必要性
- 分別区分
- 排出方法
- リサイクルされたものの再利用方法や効果

(2) 資源回収の拡充

集団回収は、住民団体と資源回収業者の民間取引によるリサイクルで、市の資源回収と比べてコストがかからない理想的なリサイクルです。集団回収を推進するため、資源回収奨励金制度の内容を周知し、拡充に努めます。

平成26年度から実施している生ごみ堆肥化モデル事業については、実施内容を検証し、今後の取組について検討します。

経済性や効果を考慮しながら、新たな資源回収品目や回収方法などについて検討します。

3市共同資源化事業により、容プラとペットボトルは小平・村山・大和衛生組合において共同処理することになるため、分別方式の統一や収集方法について検討します。

- 資源回収奨励金制度の拡充
- 拠点回収の拡充
- 生ごみ堆肥化モデル事業の検証
- 資源化品目の拡大
- 事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進
- 3市及び小平・村山・大和衛生組合にて分別方式の統一

写真6-4 ごみ分別辞典

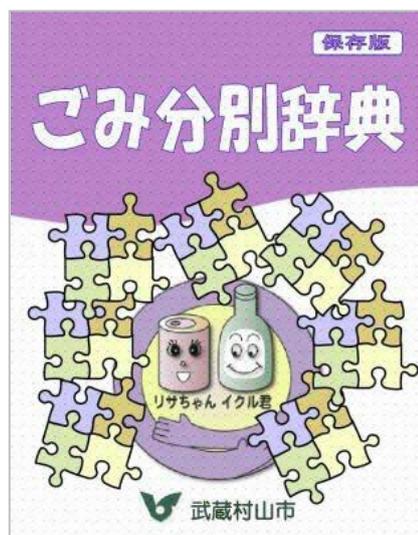


写真6-5

使用済小型家電回収ボックス



写真 6-6 生ごみ堆肥化モデル事業のバケツ



(3) 排出事業者への要請

事業活動から排出されたごみの処理責任は排出事業者にあるため、事業者に対して自主的なリサイクルへの取組を要請します。

大規模事業所については、再利用に関する計画書の作成・提出を要請します。

- 事業系廃棄物の排出状況の把握
- 大規模事業所への指導

(4) 販売事業者への要請

販売事業者に対しては、自ら販売したもののリサイクルに責任を持ち、店頭回収により自らリサイクルすることを要請します。

- 店頭回収の要請

(5) 再生品の利用の促進

資源となるものを集めるだけでなく、集めた資源を再び使うことでリサイクルの環が完成します。そのためには、再生品の需要を高める必要があるため、再生品を利用する意義についての普及啓発や、再生品を取り扱うよう販売事業者に要請します。

- 再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供
- 再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発

(6) 資源物抜取り防止

集積所に排出された資源物が持ち去られないよう、パトロールなどの対策を強化します。

- パトロールの強化
- 警察との連携

3 適正処理の推進

(1) 適正排出の推進

ごみを適正に処理するためには、決められたルールに従って排出することが基本になります。排出ルールが守られていないごみへの警告シールの貼付、集積所における排出指導などに取り組むとともに、看板の設置や防護ネットの貸出しなどにより集積所の美化に取り組みます。

一定規模以上の開発への保管場所設置義務や、集合住宅の管理者に対する排出指導などに取り組みます。

- 廃棄物減量等推進員による指導
- 収集現場での警告シールの貼付
- 集積所における排出指導
- 集積所の美化
- 集合住宅の管理者に対する排出指導
- 一定規模以上の開発への保管場所設置の義務付け

(2) 事業系ごみの適正排出の徹底

事業活動に伴って排出されたごみ・資源の処理責任は排出事業者にあるため、日量 10kg 以上を排出する事業者に対し、一般廃棄物処理業者への委託を指導します。

市の収集に排出している事業者に対しては、指定収集袋による排出など、排出ルールを徹底します。

事業系ごみ処理手数料については、同じ施設を使用している 3 市で統一するなど適正化に努めます。

- 一般廃棄物処理業者への委託の促進
- 指定収集袋での排出徹底
- 事業系ごみ処理手数料の適正化
- 小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施

写真 6-7 事業系指定収集袋



(3) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、排出されたごみ・資源については現状の収集体制を基本として、安定的・効率的に収集できる体制を維持し、社会情勢の変化に対応する収集方式について検討します。

収集車の排ガスなどによる市民への影響を最小限にするため、車両の適正管理を委託業者に要請し、低公害車の導入について協議します。

- 高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討
- 戸別収集の検討
- 委託業者への要請

(4) 処理困難物への対応

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、家庭から排出されるパソコンなど、法律で事業者による回収が義務付けられている品目や、オートバイや携帯電話など事業者が自主的に回収している品目については、事業者への引渡しを周知します。

その他、市で処理ができない廃棄物については処理ルートを紹介します。

ガスボンベ、塗料などの処理困難物については、適正な処理ができるシステムを構築するよう、国や都を通じて製造事業者へ要請します。

- 事業者による回収の周知
- 市で収集しない廃棄物の処理ルートの紹介
- 国や都を通じた要請

(5) 不法投棄対策

不法投棄を減らすために市民・事業者への意識啓発をするとともに、不法投棄を減らすための対策について検討します。

- 市民・事業者への意識啓発
- 不法投棄対策の検討

写真6-8 不法投棄防止の看板



(6)小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

容プラとペットボトルについては、平成31年度から小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働を目指します。

●小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

表6-1 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の概要

区 分	内 容
施設種類	容器包装リサイクル推進施設
施設の名称	小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設
処理能力	23t/日
対象品目	容プラ・ペットボトル
設置予定地	東大和市桜が丘2丁目122番地の2
整備年度	平成28年度～平成30年度

(7)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備

施設の老朽化に伴い、平成32年度の稼働を目指して、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設を整備します。その際には、不燃ごみや粗大ごみの更なる資源化について検討します。

●(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備

●(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設における資源化の検討

表6-2 (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設の名称	(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	28t/日(予定)
対象品目	不燃ごみ・粗大ごみ
設置予定地	小平市中島町2番2号
整備年度	平成29年度～平成31年度

(8) (仮称)新ごみ焼却施設の整備

施設の老朽化に伴い、平成 37 年度の稼働を目指して、(仮称)新ごみ焼却施設を整備します。施設整備に際しては、焼却能力を必要最小限にするなど規模の適正化に努めます。また、余熱を利用した発電設備を設置し、十分な緑地を整備するなど、環境に配慮した施設整備を行います。

- 施設規模の適正化
- 余熱利用設備の設置
- 環境への配慮

表 6-3 (仮称)新ごみ焼却施設の概要

区 分	内 容
施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設の名 称	(仮称)新ごみ焼却施設
処 理 能 力	238 t / 日(予定)
設 置 予 定 地	小平市中島町2番1号
整 備 年 度	平成32年度～平成39年度

(9) リサイクル施設の検討

びん・缶など 3 市が共同で資源化をしない品目については、リサイクル施設の整備について検討します。

- リサイクル施設の検討

(10) 最終処分量の削減

現在、埋立処理を行っている不燃残さについては、埋立ゼロを目指します。引き続き、ごみ減量に努め、東京たま広域資源循環組合への搬入量を削減します。

- 不燃残さ埋立ゼロの実現
- 東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減

(11) 災害時の対応

平常時のみならず、大規模災害時にも市民の生活環境をできる限り維持するため、本市の地域防災計画を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物収集運搬事業者・処理業者と協定を締結するなど、廃棄物の適正な収集運搬・処理体制を整備します。

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 民間事業者との連携
- 都・他自治体との連携

4 市民・事業者・市の協働

(1) 普及啓発手法の活用

本市には様々なライフスタイルの市民が生活していることから、4Rや適正処理についての情報を伝達していくため、情報の内容や対象者に応じた手法を活用します。また、外国人人口は増加傾向にあるため、外国人向けのパンフレットなどを作成します。

- ごみ情報誌
- 市報
- ホームページ
- ごみ分別アプリ
- フェイスブック・ツイッター
- イベント

写真6-9 ごみ情報誌

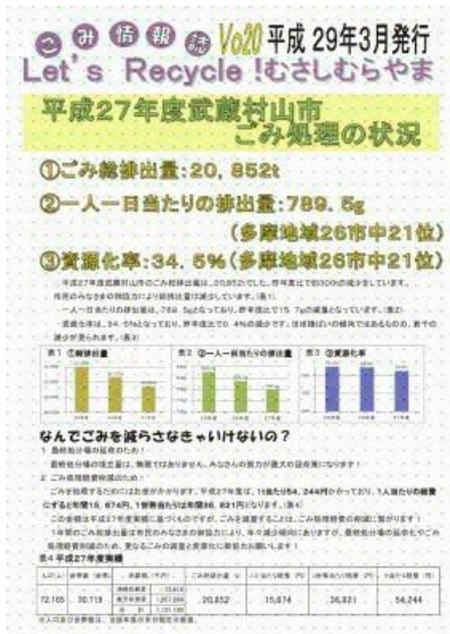


写真6-10 分別アプリ



(2) 市民・事業者・市の双方向の情報交換

循環型社会を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責任を自覚し、3者が連携して役割を果たすことが重要です。そのためには、市から市民・事業者に対して一方的に情報を提供するのではなく、双方向の情報交換が必要です。市は、様々な機会を捉えて、市民・事業者との双方向の情報交換を行います。

- 廃棄物減量等推進審議会の運営
- 廃棄物減量等推進員との意見交換
- 市民・事業者とのネットワークづくりの検討

(3) 環境教育・学習の実施

循環型社会の実現に向けた意識の向上を図るため、市民に対して対象に応じた様々な環境教育や環境学習の場を提供します。

- 小学校 4 年生を対象とした副読本の作成
- 出前講座
- 環境フェスタの実施
- 環境学習プログラムの充実に向けた調査研究
- 体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討
- 環境啓発機能(プラザ機能)の検討

写真 6-1-1 副読本表紙

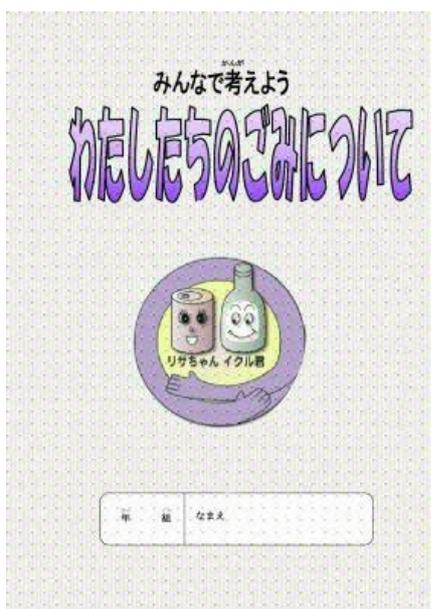


写真 6-1-2 環境フェスタ風景



(4) 国・都・他自治体などとの連携

国単位での対応が必要な施策や本市のみでは対応が困難な課題について、国・都・他自治体と連携して対応します。

製造・販売事業者に対しては、リサイクルや処理が容易な製品の販売、修理体制の拡充、廃製品の自主回収など、拡大生産者責任に基づく取組を、国や都を通じて要請します。

- 小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携
- 国や都、他自治体との連携
- 国や都を通じた事業者への要請

(5) 市での率直的な取組

市民や事業者に対して、ライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるためにも、率先して職員のマイボトルやマイ箸の持参、庁内における資源分別などの 4 R に取り組むとともに、リサイクルの環を完成させるため、再生品の積極的な利用に取り組みます。

- 4 R の率直した取組
- 再生品の積極的な利用

第7章 計画の目標値と目標とするごみ・資源排出量

1 指標の設定

本計画の進捗を管理するため、目標指標とモニター指標を設定します。

目標指標とは、本計画において達成目標を定めている指標です。モニター指標とは、達成目標は定めていないが進捗状況を評価する指標です。

本計画では、目標指標とモニター指標を次のように設定します。

表7-1 本計画の指標

目標指標	指標1	排出物原単位 (g/人日)	総排出量*1 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標2	収集ごみ量原単位 (g/人日)	収集ごみ量*2 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標3	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを含む) (%)	総資源化量(エコセメントを含む) ÷ 総排出量 × 100
モニター指標	指標4	持込ごみ量 (t/年)	持込ごみ量
	指標5	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを除く) (%)	総資源化量(エコセメントを除く) ÷ 総排出量 × 100
	指標6	東京たま広域資源循環組合搬入量 (t/年)	東京たま広域資源循環組合への搬入量

*1 総排出量 = 収集ごみ量 + 持込ごみ量 + 資源量 + 集団回収量

*2 収集ごみ量 = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

(1) 目標指標

指標1：排出物原単位 (g/人日)

排出物原単位とは、市民1人1日当たりのごみ・資源の排出量で、リフューズ・リデュース・リユースの3つのRを推進することで減少します。この指標は、基本方針1の進捗を評価する指標になるため、目標値を定める指標とします。排出物原単位は、次式により算定します。

$$\text{排出物原単位} = \frac{\text{総排出量(収集量 + 持込量 + 集団回収量)}}{\text{年度末人口} \times \text{年間日数}}$$

指標2：収集ごみ量原単位 (g/人日)

前計画の収集ごみ量原単位は、市民1人1日当たりの収集したごみと資源の合計の排出量でした。しかし、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4R全体の進捗状況を評価するためには、市民が排出する「ごみ量」に着目した指標が必要です。

そのため、市民1人1日当たりの資源を除いた収集ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量)とすることで、目標値を定める指標とします。収集ごみ量原単位は、次式により算定します。

$$\text{収集ごみ量原単位} = \frac{\text{収集ごみ量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ)}}{\text{年度末人口} \times \text{年間日数}}$$

指標3：リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む) (%)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)は、リサイクルを推進することで増加するため、基本方針2の進捗を評価する指標になります。また、「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」においてこの指標を採用しています。そのため、目標値を定める指標とします。リサイクル率(資源化率)は、次式により算定します。

$$\text{リサイクル率(資源化率)} = \frac{\text{総資源化量(エコセメントを含む)}}{\text{総排出量(収集量+持込量+集団回収量)} \times 100}$$

(2) モニター指標

指標4：持込ごみ量 (t/年)

持込ごみ量は、施設への自己搬入や廃棄物処理業者に委託している排出事業者のごみ減量努力が進むと減ることになります。事業系廃棄物の処理は自己処理が原則ですが、現在、市の収集に排出している排出事業者が、より望ましい処理方法である自己搬入や廃棄物処理業者への委託を進めることで、持込ごみ量は増えることになります。そのため、持込ごみ量は減少することが必ずしもよいこととは限らないため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

指標5：リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く) (%)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く)は、総排出量に占める資源化したものの割合で重要な指標ですが、指標3と本指標は同じ項目を評価する指標です。そのため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

指標6：東京たま広域資源循環組合搬入量 (t/年)

東京たま広域資源循環組合への搬入量(焼却灰+不燃ごみ埋立量)は、収集ごみ量を減量することで減らすことができます。しかし、収集ごみ量の減量は指標2で評価しており、重複するため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

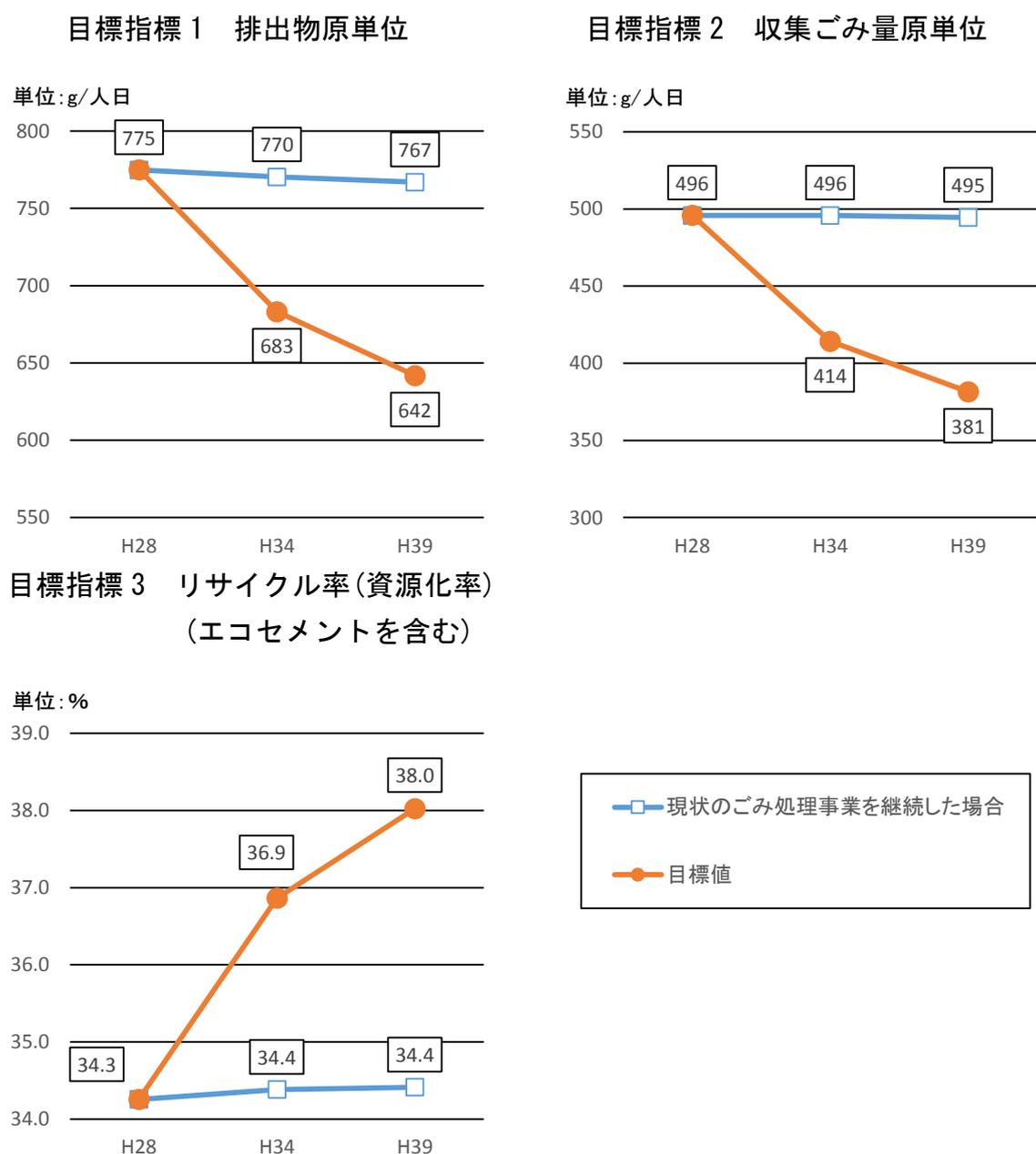
2 目標値の設定

第6章に記載した施策を着実に実行することによって、中間年度の平成34年度と最終年度の平成39年度の目標指標については、目標値を次のように設定します。

表7-2 目標値の設定

項目	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (中間年度)	平成39年度 (最終年度)
指標1 排出物原単位 (g/人日)	775	683	642
指標2 収集ごみ量原単位 (g/人日)	496	414	381
指標3 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む) (%)	34.3	36.9	38.0

図7-1 現状のごみ処理事業を継続した場合との目標指標の比較



3 目標とするごみ・資源排出量

目標とするごみ・資源排出量は次のとおりです。算出方法は、資料編 77 ページ「資料 3 目標とするごみ・資源排出量の算出方法」に記載してあります。

表 7-3 目標とするごみ・資源排出量

(平成28年度～平成33年度)

単位：t/年

区 分		実績値	予測値				
		H28	H29	H30	H31	H32	H33
収集 ごみ	可 燃 ご み	11,938	12,091	12,075	12,056	12,030	11,890
	不 燃 ご み	904	916	915	915	914	903
	可 燃 性 資 源 ^{*1}	2,496	2,528	2,569	2,609	2,650	2,665
	不 燃 性 資 源 ^{*2}	1,890	1,914	1,934	1,954	1,974	1,974
	粗 大 ご み	239	242	243	243	243	242
	鉄 製 粗 大 等	71	72	72	73	73	72
	有 害 物	27	27	28	27	27	27
	生ごみ堆肥化事業分	15	15	15	15	15	15
収 集 量 小 計		17,580	17,805	17,851	17,892	17,926	17,788
持込 ごみ	可 燃 ご み	2,244	2,244	2,222	2,199	2,177	2,154
	不 燃 ご み	5	5	5	5	5	5
	粗 大 ご み	24	24	24	24	23	23
	持 込 量 小 計		2,273	2,273	2,251	2,228	2,205
集 団 回 収		590	598	599	601	601	597
総 排 出 量		20,443	20,676	20,701	20,721	20,732	20,567

(平成34年度～平成39年度)

単位：t/年

区 分		予測値					
		H34	H35	H36	H37	H38	H39
収集 ごみ	可 燃 ご み	10,511	10,374	10,234	10,096	9,965	9,836
	不 燃 ご み	799	789	780	768	759	750
	可 燃 性 資 源	2,659	2,668	2,676	2,683	2,692	2,701
	不 燃 性 資 源	1,966	1,964	1,961	1,958	1,958	1,956
	粗 大 ご み	240	238	236	234	232	230
	鉄 製 粗 大 等	71	71	70	70	69	68
	有 害 物	28	27	27	27	26	26
	生ごみ堆肥化事業分	15	15	15	15	15	15
収 集 量 小 計		16,289	16,146	15,999	15,851	15,716	15,582
持込 ごみ	可 燃 ご み	2,132	2,109	2,087	2,064	2,042	2,020
	不 燃 ご み	5	5	5	5	5	5
	粗 大 ご み	23	23	22	22	22	22
	持 込 量 小 計		2,160	2,137	2,114	2,091	2,069
集 団 回 収		592	588	582	578	573	569
総 排 出 量		19,041	18,871	18,695	18,520	18,358	18,198

*1 可燃性資源：紙類・布類・剪定枝など

*2 不燃性資源：鉄類・アルミ・ビン類・容プラ・ペットボトルなど

(注) 生ごみ堆肥化事業については、平成30年度までのモデル事業となっています。

平成31年度以降、事業廃止になった場合、予測値15tは可燃ごみに含めることとします。

各年度の資源量は、表 7-3 に示した収集資源量に、平成 28 年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。

表 7-4 目標とする資源化量及び本計画の指標

(平成28年度～平成33年度)

単位：t/年

区 分		実績値	予測値				
		H28	H29	H30	H31	H32	H33
資源量	紙 類	2,696	2,731	2,767	2,803	2,838	2,847
	鉄 類	462	468	469	471	472	468
	ア ル ミ	147	149	150	152	153	153
	ビ ン 類	462	468	473	478	483	483
	布 類	317	321	326	331	336	338
	ペ ッ ト ボ ト ル	215	218	220	222	225	225
	容 ブ ラ	729	738	746	754	761	761
	剪 定 枝	60	61	62	63	64	64
	そ の 他	64	65	65	66	66	66
	有 害 物	27	27	28	27	27	27
エ コ セ メ ン ト	1,824	1,844	1,840	1,835	1,829	1,809	
生 ご み 堆 肥 化	0	0	0	0	0	0	
合 計 (エ コ セ メ ン ト を 含 む)	7,003	7,090	7,146	7,202	7,254	7,241	
合 計 (エ コ セ メ ン ト を 除 く)	5,179	5,246	5,306	5,367	5,425	5,432	
目標指標	指標1 排出物原単位 (g/人日)	775	774	765	754	748	740
	指標2 収集ごみ量原単位 (g/人日)	496	496	489	481	476	469
	指標3 リサイクル率(資源化率) (エコセメントを含む) (%)	34.3	34.3	34.5	34.8	35.0	35.2

(平成34年度～平成39年度)

単位：t/年

区 分		予測値					
		H34	H35	H36	H37	H38	H39
資源量	紙 類	2,837	2,841	2,842	2,844	2,847	2,851
	鉄 類	443	441	437	434	430	427
	ア ル ミ	151	151	150	150	150	150
	ビ ン 類	481	480	479	479	479	478
	布 類	337	338	339	339	340	341
	ペ ッ ト ボ ト ル	224	223	223	223	223	222
	容 ブ ラ	758	758	756	755	755	754
	剪 定 枝	64	64	64	64	65	65
	そ の 他	64	64	63	63	63	63
	有 害 物	28	27	27	27	26	26
エ コ セ メ ン ト	1,632	1,611	1,591	1,581	1,562	1,542	
生 ご み 堆 肥 化	0	0	0	0	0	0	
合 計 (エ コ セ メ ン ト を 含 む)	7,019	6,998	6,971	6,959	6,940	6,919	
合 計 (エ コ セ メ ン ト を 除 く)	5,387	5,387	5,380	5,378	5,378	5,377	
目標指標	指標1 排出物原単位 (g/人日)	683	674	667	660	652	642
	指標2 収集ごみ量原単位 (g/人日)	414	407	402	395	389	381
	指標3 リサイクル率(資源化率) (エコセメントを含む) (%)	36.9	37.1	37.3	37.6	37.8	38.0

(注) 生ごみ堆肥化については、1tに満たなかったため、0と表記しています。

第8章 生活排水処理基本計画

1 処理の現状

「生活排水」とは、台所、トイレ、風呂、洗濯など日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを「生活雑排水」といいます。

本市の下水道普及率はおおむね100%に達しており、生活排水のほとんどは公共下水道によって処理をされています。しかし、下水道が整備されていても、一部の世帯及び事業所では下水道に接続しない状況にあり、これらのし尿は、市の委託業者が収集し、湖南衛生組合で処理しています。浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集し、湖南衛生組合で処理を行っています。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

平成29年3月31日現在の下水道接続率は99.5%で、未改造人口は347人となっています。し尿汲み取り世帯数は64世帯、単独処理浄化槽世帯数は77世帯、し尿収集量は191.0kℓ、浄化槽汚泥収集量は31.7kℓで、年々減少しています。下水道の接続世帯の増加により、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯は減少していくことが予想されます。

表8-1 水洗化の進捗状況

単位：人

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人 口	69,830	70,802	71,358	71,625	71,896	71,975	71,991	71,984	72,165	72,275
水洗化人口	68,691	69,781	70,392	70,726	71,044	71,234	71,320	71,608	71,800	71,928
未改造人口	1,139	1,021	966	899	852	741	671	376	365	347
水洗化率(%)	98.4	98.6	98.6	98.7	98.8	99.0	99.1	99.5	99.5	99.5

(注) 未改造人口については、下水道未供用区域の人口も含んでいます。

(出典) 道路下水道課資料

表8-2 し尿汲み取り世帯と浄化槽世帯の世帯数の推移

単位：世帯

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
し 尿	231	207	193	179	169	148	142	71	66	64
浄化槽汚泥	210	191	184	174	167	147	128	80	80	77

(出典) 道路下水道課資料

表8-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

単位：kℓ

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
し 尿	307.6	279.9	243.0	217.4	212.9	187.8	199.8	213.2	183.3	191.0
浄化槽汚泥	95.4	62.6	43.4	52.4	36.3	27.5	36.5	25.0	24.8	31.7
合 計	403.0	342.5	286.4	269.8	249.2	215.3	236.3	238.2	208.1	222.7

(2) 収集・運搬

一般家庭及び事業所から発生するし尿の汲み取りは、市に申込み、委託業者が収集を行っています。浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集を行っています。

(3) 処理

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市及び本市の5市で構成されている湖南衛生組合で処理しています。処理量の減少に伴って、平成28年度に処理能力を4.1kℓ/日に縮小した新処理施設で処理を行っています。

表8-4 湖南衛生組合の概要

区 分	内 容
施設名称	湖南衛生組合
構成市町村	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市
所在地	武蔵村山市大南五丁目1番地
稼働年度	昭和38年度
処理方式	前処理希釈方式
処理能力	し尿及び浄化槽汚泥 4.1kℓ/日

写真8-1 湖南衛生組合



2 計画の目標

本市では、下水道普及率がおおむね 100%に達しているため、下水道への接続を促進し、100%の水洗化を目指します。

3 基本的な施策

(1) 下水道への接続の促進

下水道に接続していない世帯及び事業所については、下水道への接続を促進します。

(2) し尿処理の継続

全世帯が下水道へ接続したとしても、仮設トイレ等のし尿は、引き続き、一定規模の発生が見込まれるため、委託業者による収集と、湖南衛生組合における処理を継続します。

(3) 災害時の対応

大規模災害時には、組立トイレ(マンホール用)の設置を行うほか、避難場所などに設置する仮設トイレ等のし尿を円滑に収集・処理するための体制を整備します。平成 23 年度に本市と都において災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書を締結しており、災害時、円滑に処理事業を遂行できるよう災害時し尿搬入・受入訓練などを行い、関連自治体と相互に支援・連携し、円滑な処理事業に努めます。

第9章 計画の進行管理

(1) PDCAサイクル

目標の達成状況を管理し、事業実施に反映するため、計画の策定(Plan)⇒施策の実行(Do)⇒進捗状況の評価(Check)⇒見直し(Act)というPDCAサイクルにより、毎年施策の達成状況を評価します。

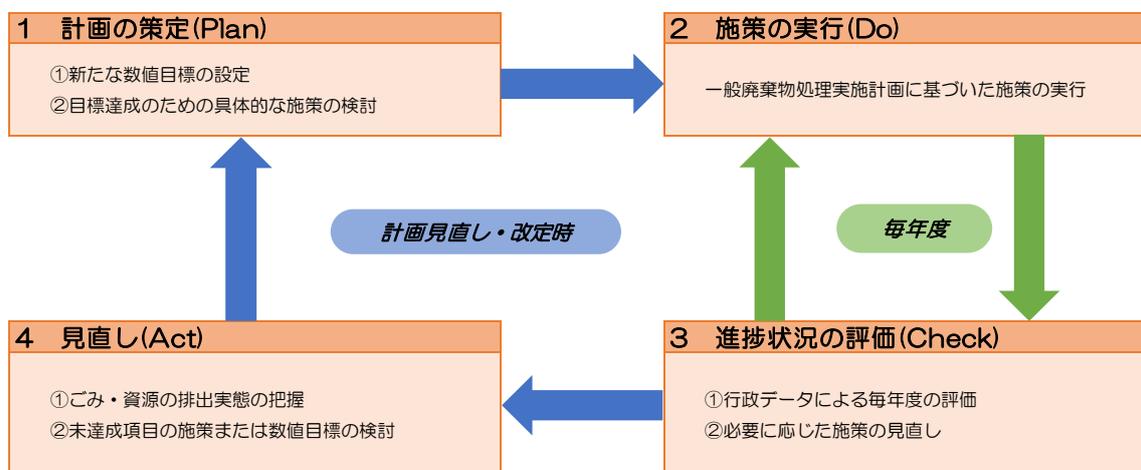
(2) 毎年度

施策の実施状況や目標指標の達成状況に基づいて、次年度の対応方針を検討し、必要に応じて、次年度以降の新規施策の導入等を検討します。

(3) 計画見直し・改訂

おおむね5年ごと、あるいは、事業の実施状況及び数値目標値が計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合は、計画の見直し・改訂を検討します。

図9-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理



資 料 編

資料 1 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

1 審議会設置に関する根拠法令

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

②武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

③武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(抜粋)

(審議会の組織及び運営)

第3条 条例第7条第1項の規定により置く審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 適正処理困難物の指定に関する事項
- (4) 前3号掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、協働推進部ごみ対策課において処理する。

2 諮問書

武発第1125号

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画策定について意見を求める。

平成28年10月5日

武蔵村山市長 藤野 勝

3 報告書

武収第4881号の2
平成29年7月24日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
会 長 野 田 浩 二

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(素案)について(報告)

平成28年10月5日付武発第1125号で諮問のあったこのことについて、パブリックコメントの実施にあたり、武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の素案について、当審議会で審議した結果、別紙のとおりまとめましたので、報告します。

4 答申書

武収第4881号の3

平成29年10月25日

武蔵村山市長

藤野 勝 様

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

会 長 野 田 浩 二

平成28年10月5日付武発第1125号で諮問のあったこのことについて、当審議会において審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので、答申します。

記

- 1 別添「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(原案)」(以下「計画案」という。)の内容は、今後の武蔵村山市における廃棄物の減量及び処理に係る方向性等を定めるものとして妥当である。
- 2 市にあっては、計画案を基に一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、積極的に計画の実現を図られたい。

5 審議日程

年度	回目	年月日	議題等
平成28年度	第1回	平成28年10月5日	諮問
			1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の策定について
			2 市民・事業者アンケート（案）について
			3 その他
	第2回	平成28年11月21日	委嘱
			1 会長及び副会長の選任について
			2 会議の公開に関する運営要領の制定について
			3 武蔵村山市の廃棄物処理の現状及び課題等について
			4 次期計画の策定スケジュールについて
	5 その他		
	第3回	平成28年12月13日	廃棄物処理施設等の視察
	第4回	平成29年1月23日	1 武蔵村山市の廃棄物処理の現状及び課題等について
			2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画基礎調査報告書（案）について
			3 次期基本計画書の構成案について
			4 その他
第5回	平成29年2月23日	1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画素案の検討について（第1章から第3章）	
		2 平成29年度の審議会審議日程について	
		3 その他	
平成29年度	第1回	平成29年4月21日	1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（第3章 素案）の検討について
			2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（第4章 素案）の検討資料について
			3 その他
	第2回	平成29年5月26日	1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画素案の検討について（第4章から第7章）
			2 その他
	第3回	平成29年6月30日	1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画素案の検討について（第7章・第9章）
			2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画素案のパブリックコメント実施について
			3 その他
		平成29年7月24日	武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（素案）について（報告）
	第4回	平成29年10月25日	1 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（原案）について
			2 答申（案）について
			3 その他
答申			

6 委員名簿

(敬称略)

区分	名前	選出区分	備考
会長	野田 浩二	学識経験者	
副会長	諸江 大		
委員	池田 まさ子	消費者団体	*1
	伊藤 由美		*2
	菊地 茂	商工会関係	
	牧 一彦	学校関係	
	小野 吉雄	収集業者関係	
	鈴木 祐介	排出業者関係	*4
	多和 伸晃		*3
	阿比留 瑞雄	自治会関係	*2
	西田 勇		*1
	吉澤 幹郎		
	加藤 武	公募委員	*2
峰岸 宏幸	*1		

*1 平成28年第1回審議会(平成28年10月 5日)までの委員

*2 平成28年第2回審議会(平成28年11月21日)からの委員

*3 平成29年第3回審議会(平成29年 6月30日)までの委員

*4 平成29年第4回審議会(平成29年10月25日)からの委員

(注) 会長、副会長以外は、選出区分ごとに五十音順

資料 2 基礎調査の結果

本計画策定のための基礎資料を得ることを目的として、平成 28 年度に、家庭ごみ組成分析調査、市民アンケート調査、事業所アンケート調査を実施しました。調査概要と本計画に関連する調査結果は次のとおりです。

(1) 調査概要

①家庭ごみ組成分析調査

ごみに含まれている資源物や分別が不適正なものの割合を調査することを目的に、家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成を調査しました。

②市民アンケート調査

市民のごみ・資源の処理方法、ごみ減量についての日頃の取組、ごみ減量・処理事業に対する考え方などを把握することを目的に、市内の 2,800 世帯を対象とした 17 項目のアンケート調査を実施しました。

発送した 2,800 件のうち、1,146 件を回収しました。宛先不明や転出等で返送された 11 件を除く 2,789 件に対し、有効回収率は 41.1%です。

③事業所アンケート調査

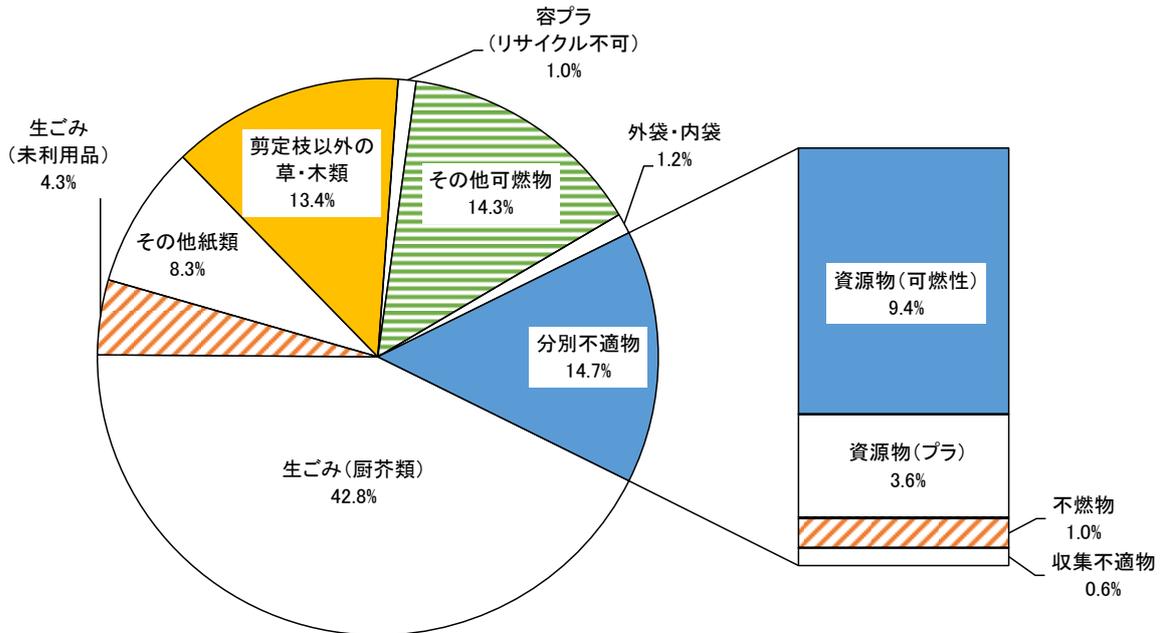
市内の事業所のごみ・資源の処理方法、ごみ減量についての日頃の取組などを把握することを目的に、市内の 200 事業所を対象とした 6 項目のアンケート調査を実施しました。

発送した 200 件のうち、75 件を回収しました。宛先不明や転出等で返送された 13 件を除く 187 件に対し、有効回収率は 40.1%です。

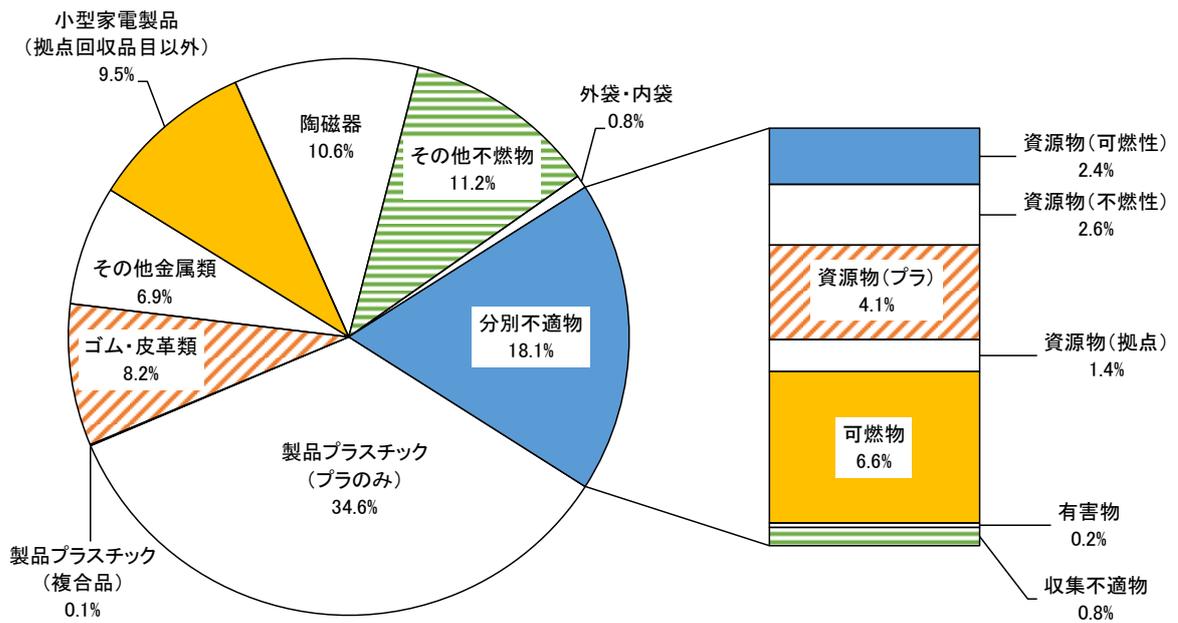
(2) 調査結果

① 家庭ごみ組成分析調査

○ 可燃ごみの組成割合



○ 不燃ごみの組成割合



○組成分析に基づく平成28年度品目別のごみ量推計

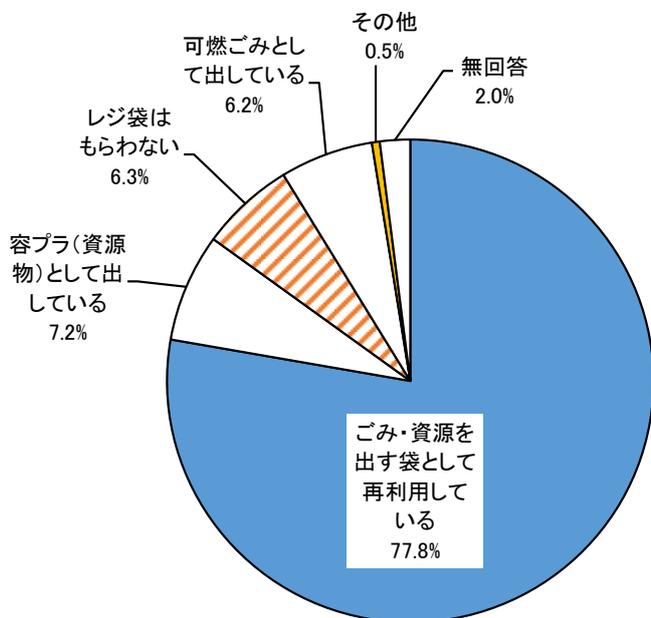
分類	品目	可燃ごみ		不燃ごみ		合計
		割合(%)	ごみ量(t/年)	割合(%)	ごみ量(t/年)	ごみ量(t/年)
資源物 (可燃性)	新聞紙・折込広告	1.1	130	0.0	0	131
	雑誌・書籍	0.6	67	—	—	67
	段ボール	0.4	51	0.2	1	53
	紙バック	0.4	47	0.0	0	47
	雑紙(ざつがみ)	5.2	622	0.3	3	625
	古布(古着)	1.7	200	0.7	6	206
	剪定枝	—	—	—	—	—
資源物 (不燃性)	ぬいぐるみ等	—	—	1.2	11	11
	ガラスびん	—	—	0.9	8	8
	缶類	0.0	2	0.3	3	5
	スプレー缶・ガスカートリッジ缶(中身なし) 金属製のなべ・やかん・フライパンなど	—	—	0.2	2	2
資源物 (プラスチック)	ペットボトル	0.0	4	0.0	0	4
	発泡スチロール	—	—	0.0	0	0
	容ブラ(リサイクル可)	3.4	400	3.8	34	435
	白色トレイ	0.0	1	0.0	0	1
	色付きトレイ	0.0	2	0.0	0	2
資源物 (拠点)	レジ袋(未使用)	0.2	25	0.2	2	27
	小型家電製品(拠点回収品目) インクリボン・カートリッジ	0.0	5	1.4	12	18
可燃物	生ごみ(厨芥類)	42.8	5,105	—	—	5,105
	生ごみ(未利用品)	4.3	519	0.5	5	524
	その他紙類	8.3	990	0.2	2	992
	剪定枝以外の草・木類	13.4	1,600	0.3	3	1,602
	容ブラ(リサイクル不可)	1.0	124	0.9	8	132
	テープ類(単独)	—	—	0.2	2	2
	テープ類(混合)	—	—	0.1	1	1
	その他可燃物	14.3	1,705	4.4	39	1,744
不燃物	製品プラスチック(プラのみ)	0.4	53	34.6	313	366
	製品プラスチック(複合品)	0.2	23	0.1	1	23
	ゴム・皮革類	0.1	12	8.2	74	87
	その他金属類	0.2	29	6.9	63	92
	小型家電製品(拠点回収品目以外)	0.0	2	9.5	86	88
	陶磁器	—	—	10.6	96	96
	その他不燃物	0.0	3	11.2	101	104
有害物	ライター	0.0	0	0.1	1	1
	蛍光管	—	—	0.0	0	0
	乾電池	—	—	0.1	1	1
	水銀体温計(血圧計)・温度計	—	—	—	—	—
収集不適物	スプレー缶・ガスカートリッジ缶(中身あり)	—	—	0.1	1	1
	収集不適物	0.6	75	0.6	6	80
外袋・内袋	レジ袋(内袋)	0.6	69	0.2	2	70
	プラスチック袋	0.3	37	0.3	2	39
	レジ袋(外袋)	0.3	35	0.3	3	38
合計		100.0	11,938	100.0	904	12,842
資源物	資源物(可燃性)	9.4	1,118	2.4	22	1,140
	資源物(不燃性)	0.0	2	2.6	24	26
	資源物(プラスチック)	3.6	432	4.1	37	469
	資源物(拠点)	0.0	6	1.4	12	18
	小計	13.0	1,558	10.5	95	1,653
可燃物		84.1	10,043	6.6	59	10,102
不燃物		1.0	122	81.2	734	856
有害物		0.0	0	0.2	2	2
収集不適物		0.6	75	0.8	7	82
外袋・内袋		1.2	141	0.8	7	147
合計		100.0	11,938	100.0	904	12,842
適正分別		85.3	10,183	81.9	741	10,924
分別不適物		14.7	1,755	18.1	163	1,918

(注) 割合及びごみ量については、四捨五入をして表示しておりますが、表示桁数より低い値が含まれるため、各合計が一致しない場合があります。

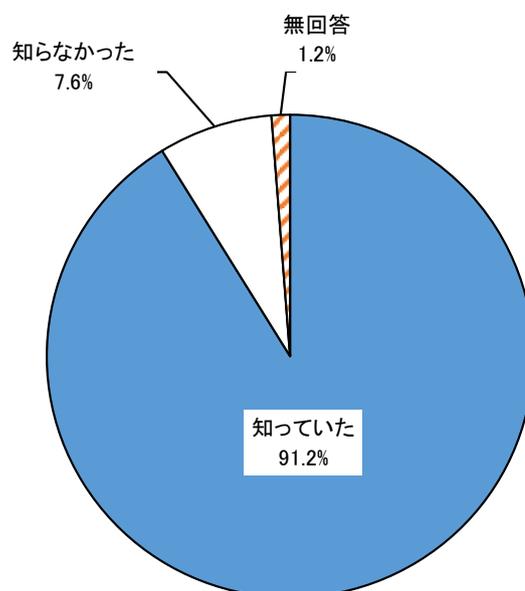
ごみの中に含まれていない品目については、「-」と表示しています。

②市民アンケート調査

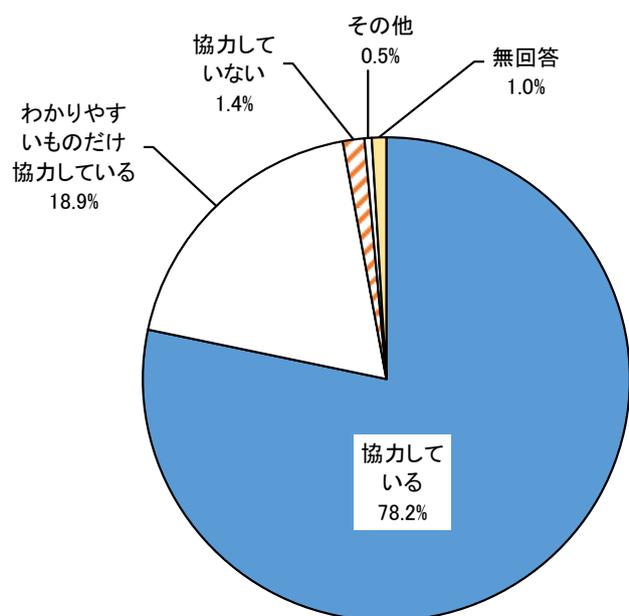
○レジ袋の処理



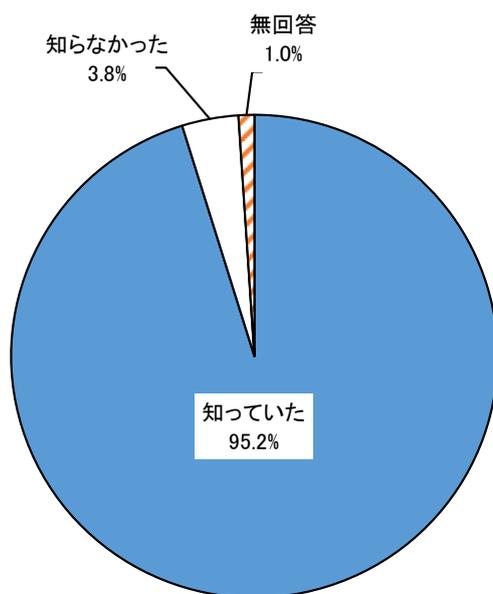
○雑紙(ざつがみ)リサイクルの認知



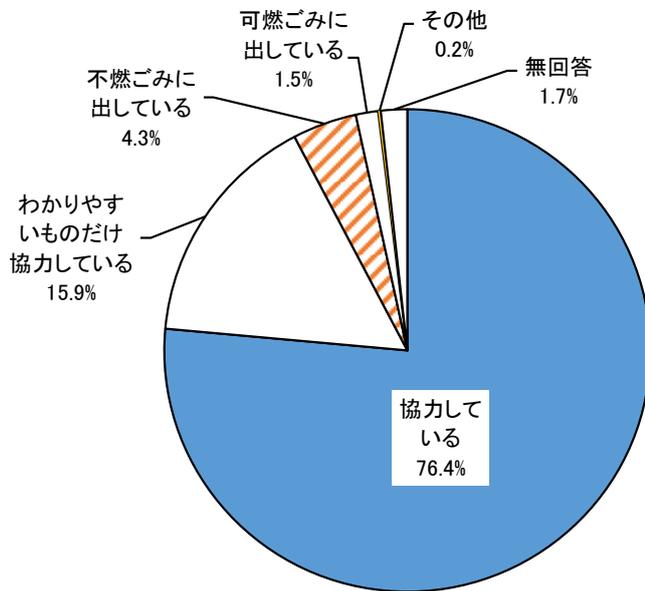
○雑紙(ざつがみ)リサイクルへの協力度



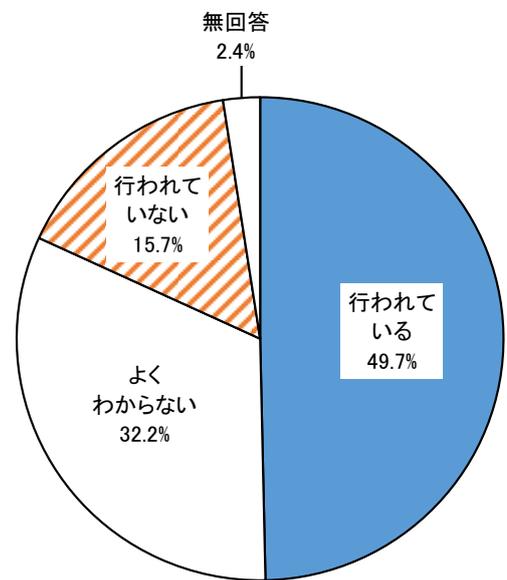
○容プラの認知



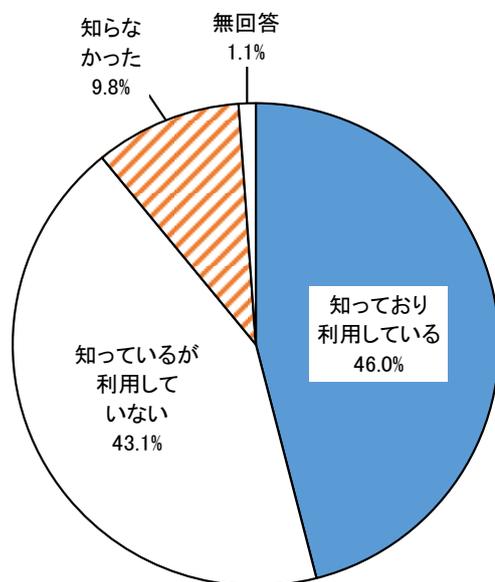
○容プラリサイクル
への協力度



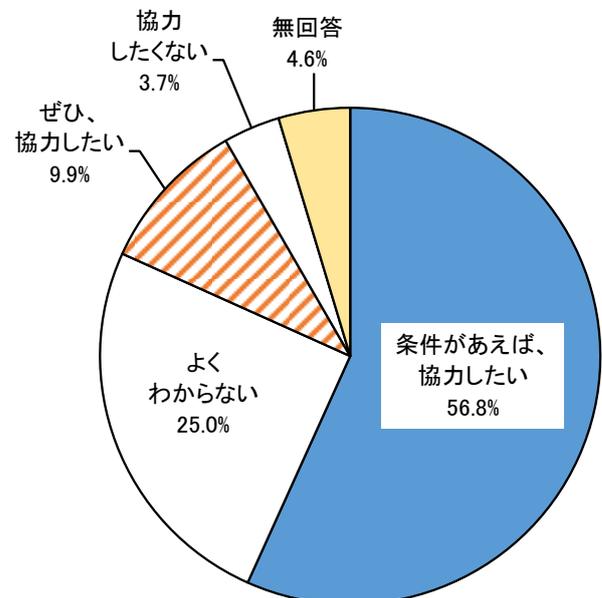
○集団回収の実施状況



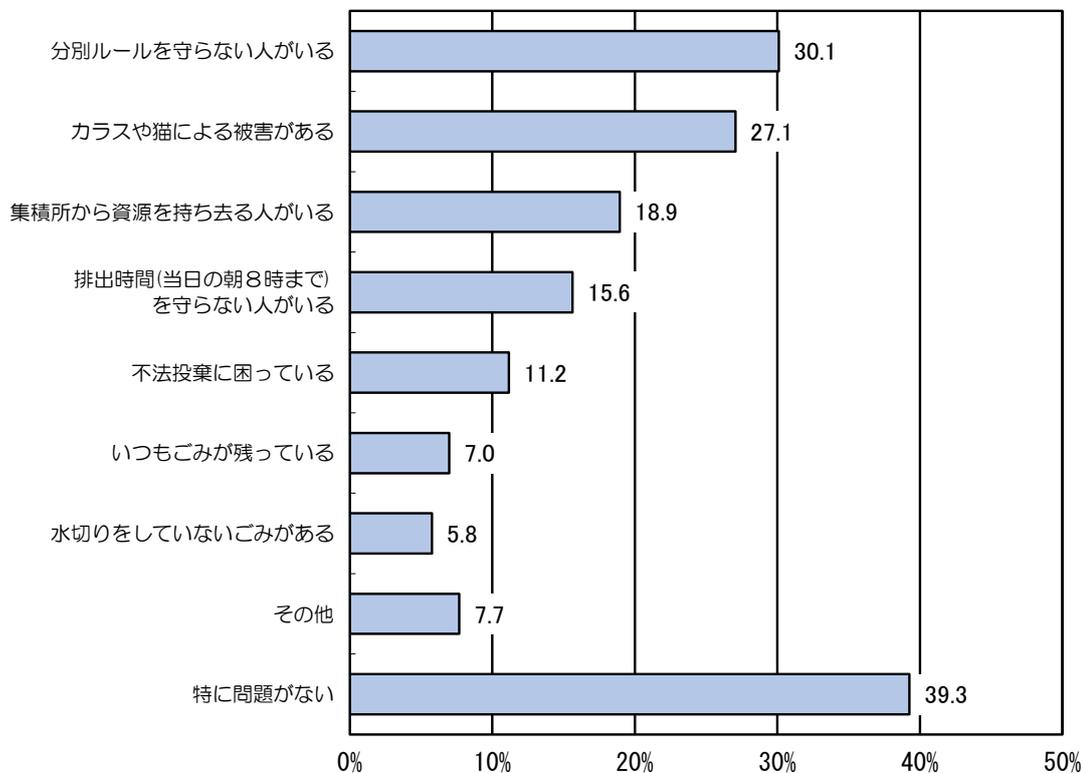
○拠点回収の利用状況



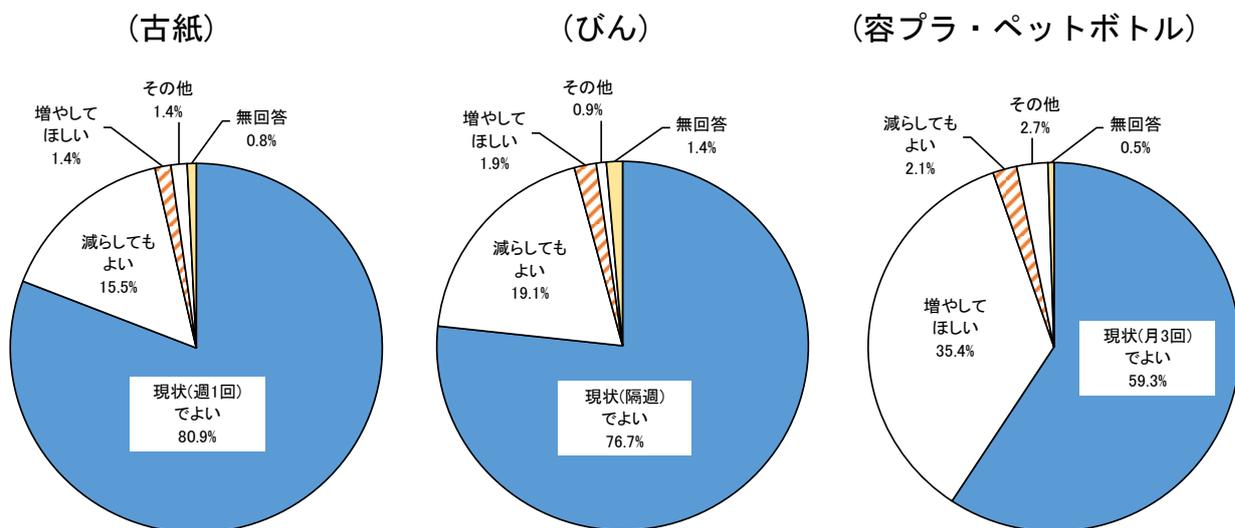
○生ごみ堆肥化モデル事業への
協力希望度合い



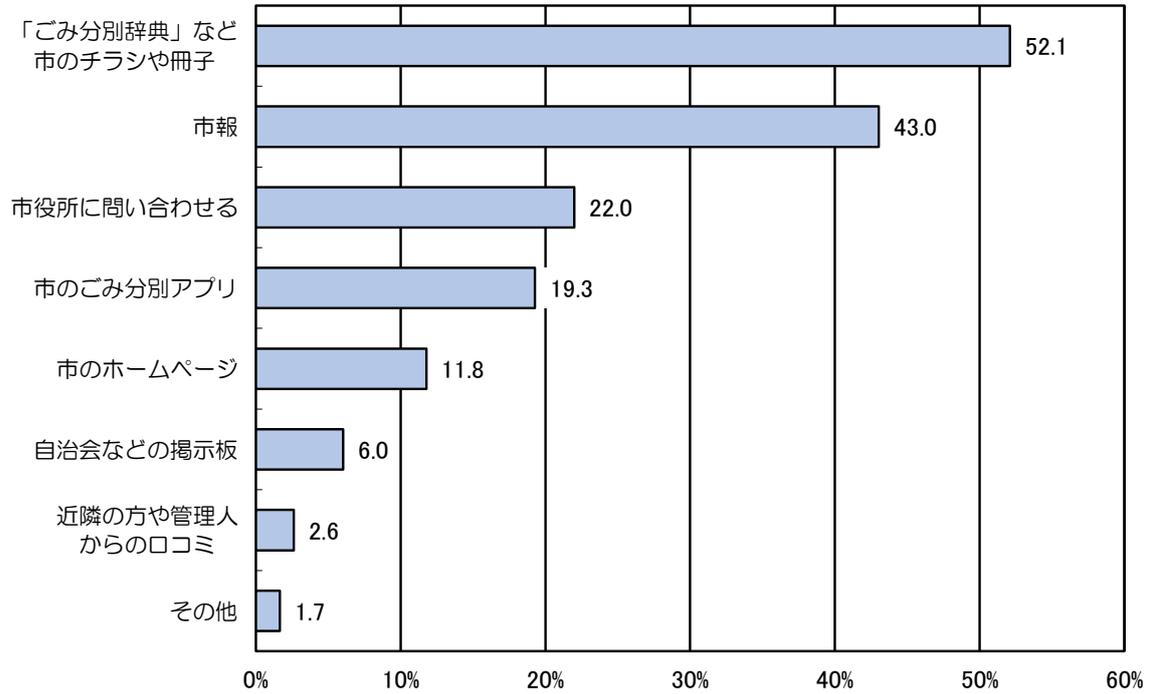
○普段使っている集積所について感じていること(複数回答)



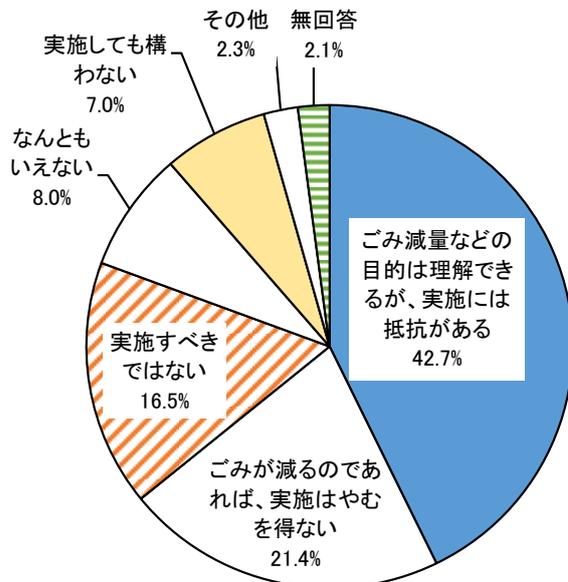
○現在の収集回数に対する考え



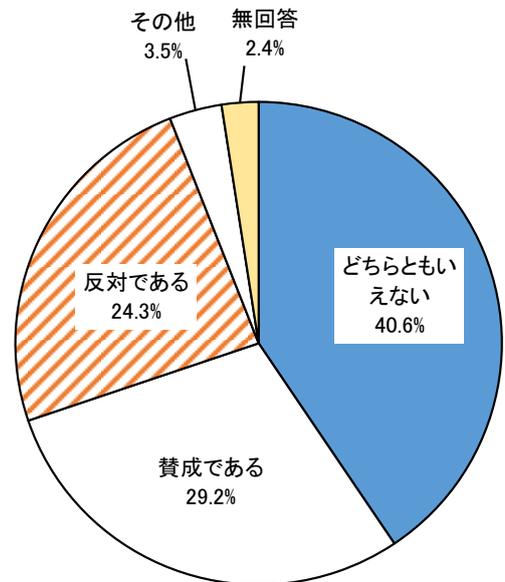
○市の清掃・リサイクルに関する情報の取得方法(複数回答)



○家庭ごみの有料化の実施に対する考え

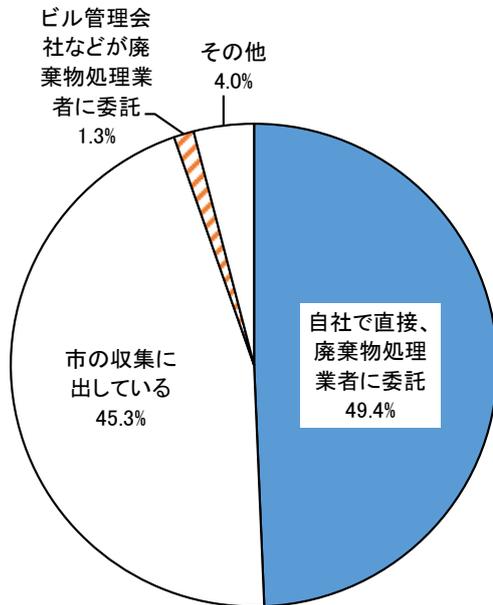


○戸別収集に対する考え

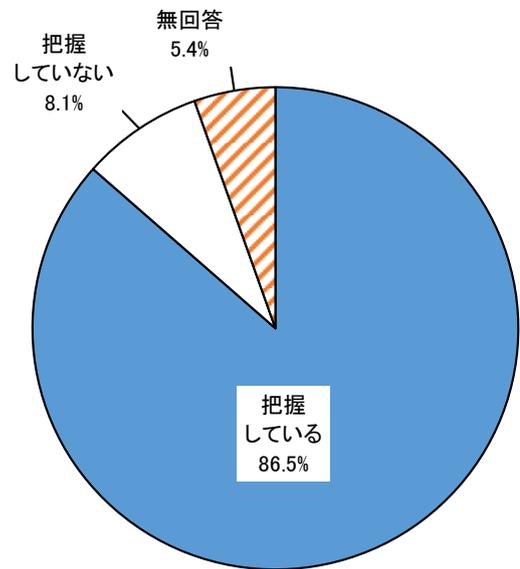


③事業所アンケート調査

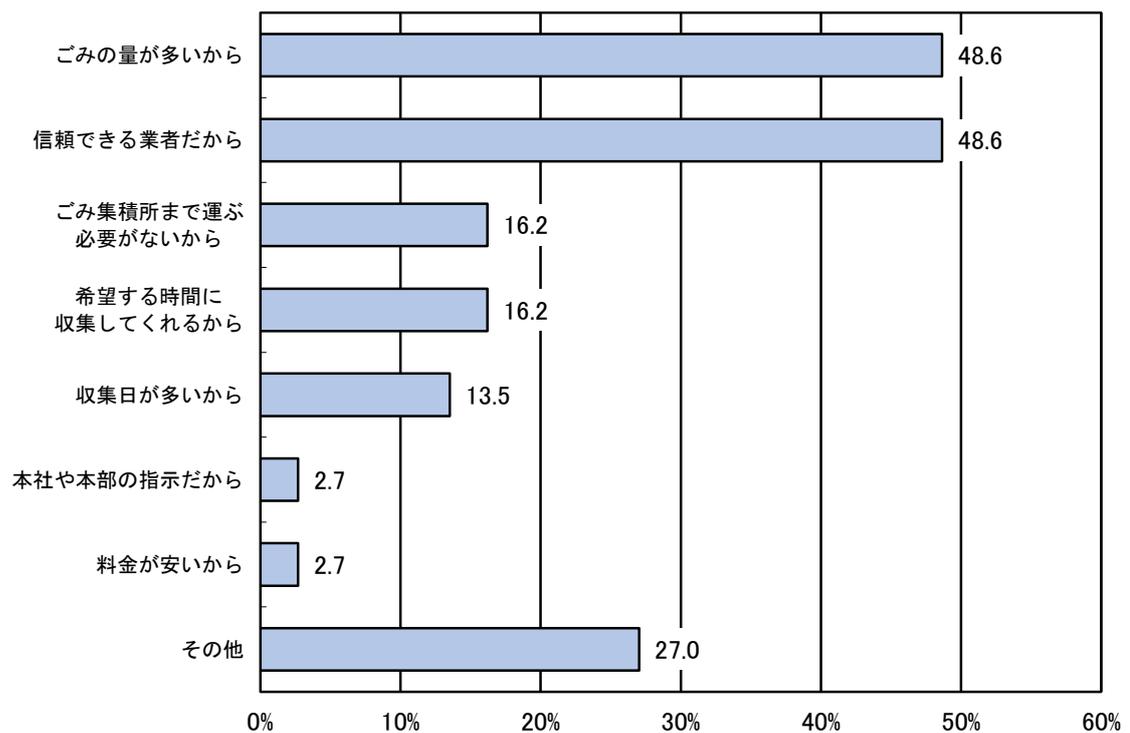
○事業所のごみの処理方法



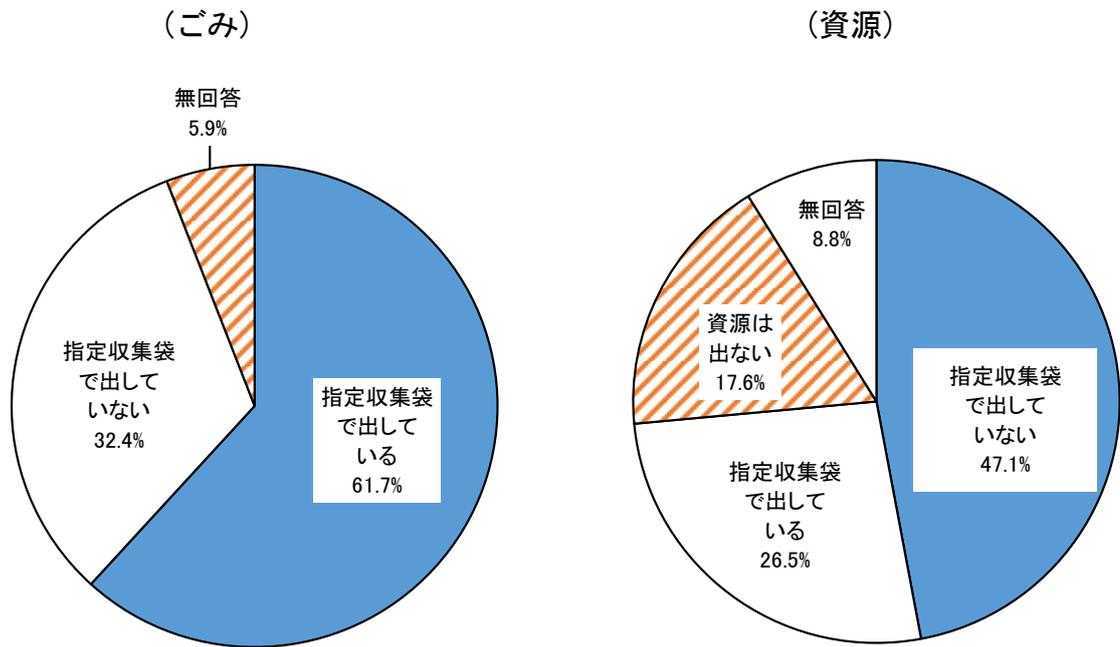
○処理業者に委託しているごみの排出量の把握状況



○処理業者に委託している理由(複数回答)

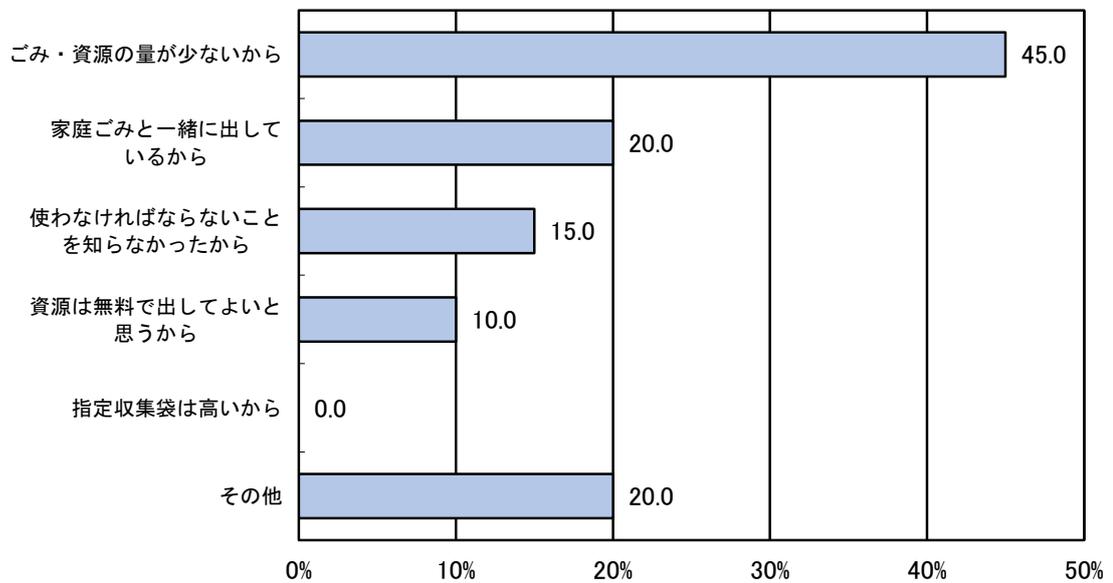


○指定収集袋の使用の有無

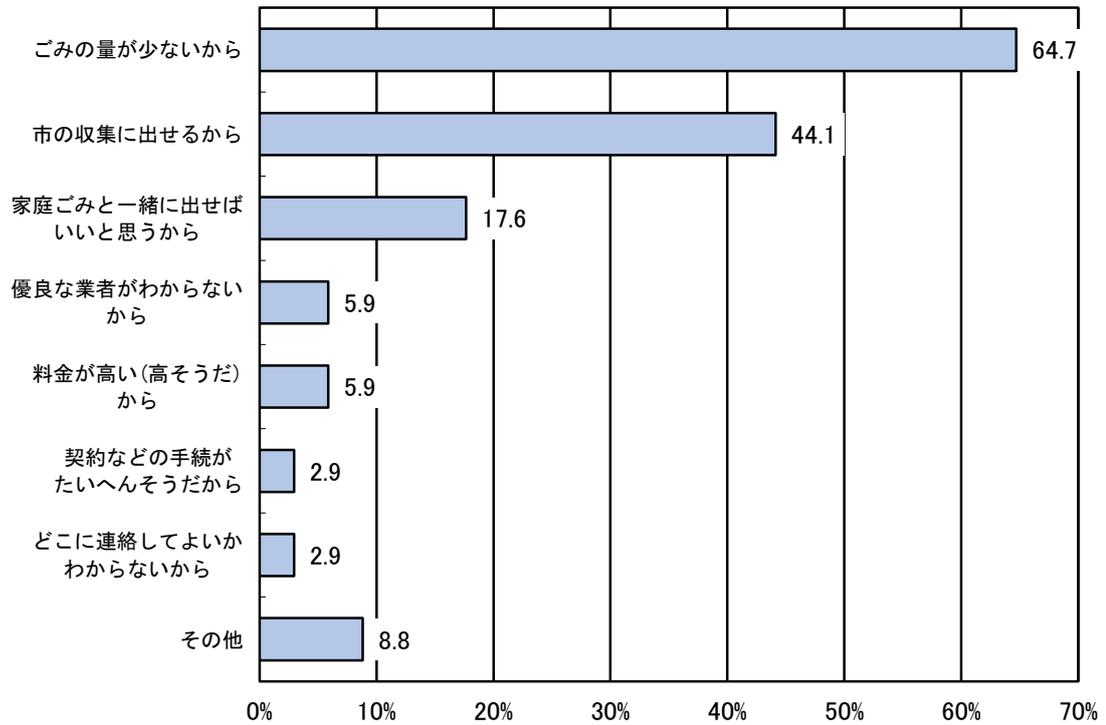


※ 市のルールでは、少量であっても指定袋の使用を義務付けています。

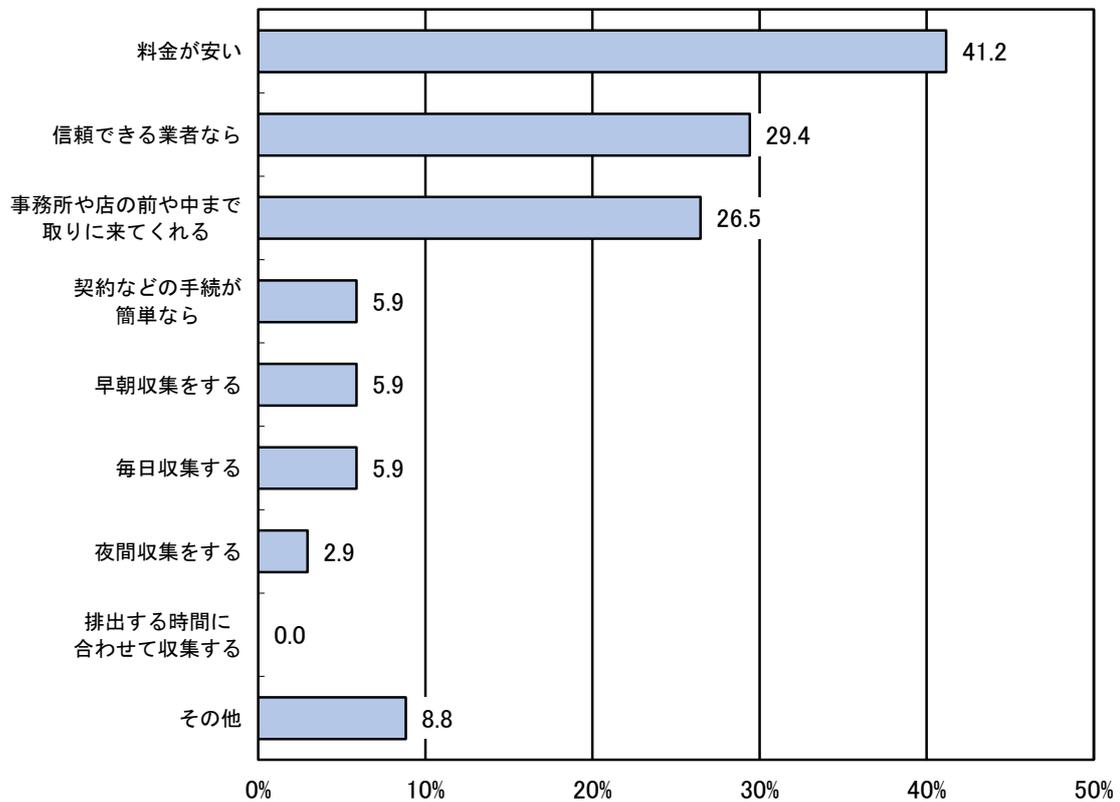
○指定収集袋を使用しない理由(複数回答)



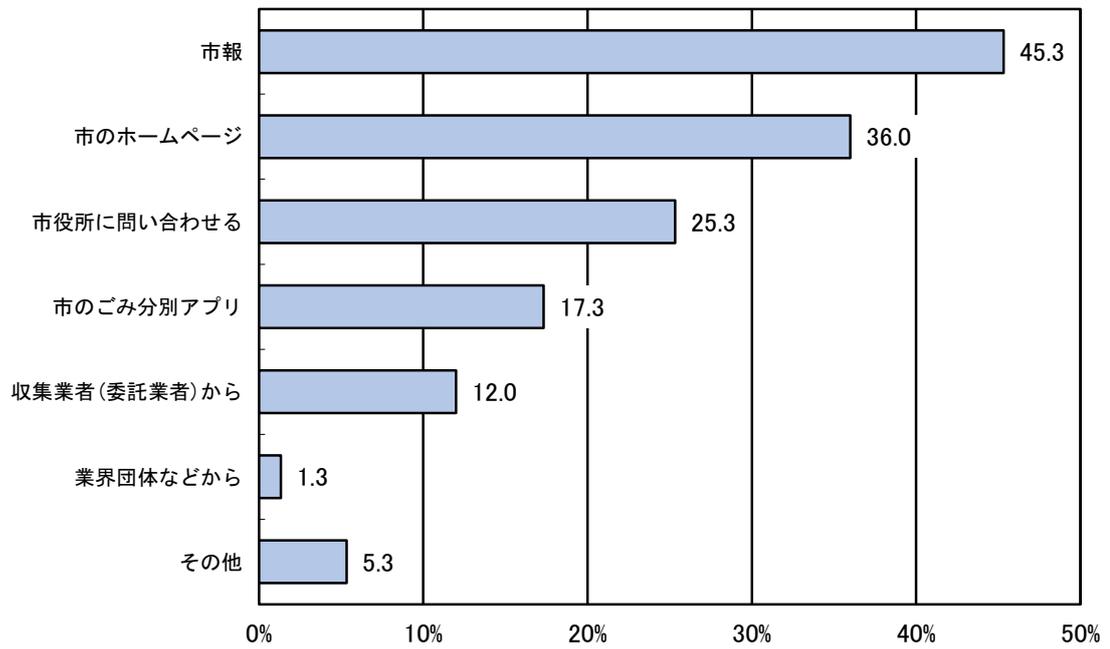
○処理業者に委託していない理由(複数回答)



○処理業者に委託する条件(複数回答)



○清掃・リサイクルに関する情報の収集(複数回答)



資料3 目標とするごみ・資源排出量の算定方法

本計画では、第5章の表5-2及び表5-3で現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量等を推計し、第6章における施策による減量効果を考慮して、第7章の表7-3及び表7-4で目標とするごみ・資源排出量等を算定しています。本資料では、第5章及び第7章における詳細な推計方法を説明します。

(1) 現状のごみ処理事業を継続した場合

① ごみ・資源排出量等

○ 収集可燃ごみと生ごみ堆肥化事業分以外

平成28年度の実績値に当該年度の人口係数を乗じて推計しました。例えば、収集不燃ごみは、平成28年度実績904tに、平成28年度を1とした平成39年度の人口係数1.0718を乗じて969tと予測しました。

計算式：ごみ・資源量＝各項目平成28年度実績×平成28年度を1とした人口係数

例：平成39年度の収集不燃ごみ $904t \times 1.0718 \approx 969t$
(小数点以下第1位四捨五入)

○ 生ごみ堆肥化事業分

平成30年度までのモデル事業となっているため、現状の15tで推移すると予測しました。

○ 収集可燃ごみ

生ごみ堆肥化事業分の15tを足し合わせた値に各年度の人口係数を乗じて、生ごみ堆肥化事業分として15tを差し引いて推計しました。

例えば、平成39年度の収集可燃ごみは、平成28年度の実績11,938tに生ごみ堆肥化事業分15tを加えた11,953tに、平成39年度の人口係数1.0718を乗じて12,811tと予測し、ここから生ごみ堆肥化事業分15tを差し引いて12,796tと推計しました。

計算式：収集可燃ごみ量

$$= (\text{平成28年度実績} + 15t) \times \text{平成28年度を1とした人口係数} - 15t$$

例：平成39年度の収集可燃ごみ $(11,938t + 15t) \times 1.0718 - 15t \approx 12,796t$
(小数点以下第1位四捨五入)

②資源化量

各年度の資源量は、表 5-2 に示した収集資源量に、平成 28 年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。例えば、不燃性資源の収集量は 1,890t、そのうち容プラの量は 729t で、割合にすると 38.57%になります。各年度の不燃性資源の収集量に 38.57%を乗じて容プラの資源量を推計しました。

計算式：資源化量＝資源量×平成 28 年度の収集資源量に占める品目別の割合

例：平成 39 年度の容プラ $2,026\text{t} \times 38.57\% \approx 781\text{t}$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

(2) 施策によるごみ減量効果

①適正排出による減量効果

平成 28 年度の多摩地域 26 市の市民 1 人 1 日当たりの資源化量を比較すると、本市の資源化量は 243.3g/人日で、多い順から 11 番目になります。一方、上位 10 市の平均は 260.5g/人日で、本市より 17.2g/人日多くなっています。

資源化量については、上位 10 市平均を目指すこととします。上位 10 市と本市の市民 1 人 1 日当たりの資源化量の差である 17.2g/人日に人口を乗じて、年間資源化量に換算すると 453.7t になります。平成 28 年度のごみ組成分析調査によると、本市の収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)に含まれている資源化可能物は推計で 1,653.0t であり、453.7t は 1,653.0t の 27.4%に相当します。

そのため、次の②「発生抑制による減量効果」で算出した各年度の収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)から現状でごみに含まれている資源化可能物の割合を 1 とした際、そこから毎年 3%ずつ適正排出が推進されることとし、平成 39 年度には収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)から資源へ 30%移行することを目指します。

表資 3-1 適正排出による減量効果の算定

市民1人1日当たりの資源化量 (g/人日)	1	小金井市	300.8
	2	調布市	269.3
	3	武蔵野市	269.1
	4	羽村市	258.1
	5	東村山市	257.8
	6	国分寺市	255.6
	7	国立市	253.1
	8	立川市	248.8
	9	西東京市	247.6
	10	三鷹市	245.1
	上位10市平均		260.5
	武蔵村山市		243.3
	上位10市平均と本市の差		17.2
本市の人口(H29.3.31)(人)			72,275
上位10市と本市との差の年間量換算(t/年)			453.7
平成28年度ごみ組成調査による ごみに含まれる資源化可能物の量(t/年)			1,653.0
上位10市平均の資源化量を達成するために、 資源として回収する資源化可能物の割合(%)			27.4

(注) 小数点第2位を四捨五入した数値を表記しています。

②発生抑制による減量効果

○毎年の発生抑制

排出物原単位は、比較的変動が落ち着いた平成 20 年度の 838g/人日から平成 28 年度には 775g/人日へと 63g/人日減量しています。これを割合に換算すると 7.5% で、年間約 1%の減量になります。引き続き、同程度の減量効果を維持することとし、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量から発生抑制による減量効果を毎年 1%ずつ、平成 39 年度には合計で 10%減量することとします。

○家庭ごみ有料化による減量効果

多摩地域において、平成 20 年度以降に家庭ごみ有料化を導入した自治体における、実施前後の市民 1 人 1 日当たりのごみ量を比較しました。府中市は 32.6%のごみ減量となっていますが、これはダストボックス廃止という特殊事情があるためと考えられます。その他の自治体ではおおむね 10%から 20%のごみ減量となっています。前述の適正排出による減量効果と毎年の発生抑制による減量効果に加えて、家庭ごみ有料化導入による発生抑制効果を 10%とすることで、収集ごみ原単位は、実施前(平成 33 年度)の 469g/人日から、実施後(平成 35 年度)の 407g/人日へと 13.2%の減量となります。そのため、家庭ごみ有料化の対象となる収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)については、家庭ごみ有料化導入により現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量(平成 34 年度)から 10%減量することとします。

表資 3-2 多摩地域の自治体の家庭ごみ有料化前後のごみ量の減量率

自治体名	年度		ごみ量(g/人日)				減量率 (%)	有料化導入年月
			可燃	不燃	粗大	合計		
立川市	実施前	H24年度	390	41	12	443	18.6	平成 25 年 11 月
	実施後	H26年度	328	22	11	361		
三鷹市	実施前	H20年度	405	34	23	462	13.2	平成 21 年 10 月
	実施後	H22年度	343	30	27	401		
府中市	実施前	H20年度	431	92	19	542	32.6	平成 22 年 2 月
	実施後	H22年度	314	30	21	365		
国分寺市	実施前	H24年度	389	63	17	470	20.1	平成 25 年 6 月
	実施後	H26年度	321	39	16	376		
東大和市	実施前	H25年度	452	30	6	488	15.2	平成 26 年 10 月
	実施後	H27年度	390	17	8	414		

○ 各年度の発生抑制による減量効果

毎年度の発生抑制と家庭ごみ有料化による減量効果を合わせると、発生抑制による減量効果は次のようになります。

表資 3-3 各年度の発生抑制による減量効果

単位：％

年度	H30	H31	H32	H33	H34
収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)	1.0	2.0	3.0	4.0	15.0
粗大ごみ・有害物・資源物・持込ごみ	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0

単位：％

年度	H35	H36	H37	H38	H39
収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)	16.0	17.0	18.0	19.0	20.0
粗大ごみ・有害物・資源物・持込ごみ	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0

(3) 目標とするごみ・資源排出量など

①ごみ・資源排出量

○収集可燃ごみ

収集可燃ごみは、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引き、その上で適正排出による減量効果を差し引いて推計しました。

例えば、平成 39 年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の収集可燃ごみは 12,796t で、平成 39 年度には発生抑制 20%を見込んでいるため、12,796t に 80% を乗じた発生抑制後のごみ量は 10,237t となります。平成 28 年度に実施したごみ組成分析調査により、この中には可燃性資源 958t、不燃性資源 2t、容プラ 371t 及び拠点回収品目 5t が含まれており、その 30%に当たる可燃性資源 287t、不燃性資源 1t、容プラ 111t 及び拠点回収品目 2t が適正排出により減量され、収集可燃ごみは 9,836t となります。

計算式： 目標ごみ量 = A × (1 - B) - (C1 × D + C2 × D + C3 × D + C4 × D)

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C1：ごみに含まれる可燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に 9.3613%を乗じて推計)

C2：ごみに含まれる不燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に 0.0175%を乗じて推計)

C3：ごみに含まれる容プラの量

(発生抑制後のごみ量に 3.6199% を乗じて推計)

C4：ごみに含まれる拠点回収品目の量

(発生抑制後のごみ量に 0.0489% を乗じて推計)

D：当該年度の適正排出による減量率

例：平成 39 年度の収集可燃ごみ

$$12,796t \times (1-20\%) - (958t \times 30\% + 2t \times 30\% + 371t \times 30\% + 5t \times 30\%) \div 9,836t$$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

○収集不燃ごみ

収集不燃ごみは、収集可燃ごみと同様の方法で推計しました。

計算式： 目標ごみ量 = A × (1 - B) - (C1 × D + C2 × D + C3 × D + C4 × D)

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C1：ごみに含まれる可燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に 2.4370% を乗じて推計)

C2：ごみに含まれる不燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に 2.6309% を乗じて推計)

C3：ごみに含まれる容プラの量

(発生抑制後のごみ量に 4.0848% を乗じて推計)

C4：ごみに含まれる拠点回収品目の量

(発生抑制後のごみ量に 1.3813% を乗じて推計)

D：当該年度の適正排出による減量率

例：平成 39 年度の収集不燃ごみ

$$969t \times (1-20\%) - (19t \times 30\% + 20t \times 30\% + 32t \times 30\% + 11t \times 30\%) \div 750t$$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

○収集粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物・持込ごみ・集団回収

収集粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物・持込ごみ・集団回収は、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引いて推計しました。

例えば、平成 39 年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の収集粗大ごみは 256t で、平成 39 年度の発生抑制を 10% と見込んでいるため、256t に 90% を乗じた 230t

となります。

計算式：目標ごみ・資源量 = A × (1 - B)

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

例：平成 39 年度の収集粗大ごみ $256t \times (1-10\%) \approx 230t$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

○可燃性資源・不燃性資源

可燃性資源・不燃性資源は、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引き、収集可燃ごみ・収集不燃ごみの適正排出による減量分を加えて推計しました。

例えば、平成 39 年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の可燃性資源は 2,675t で、平成 39 年度の発生抑制を 10%と見込んでいるため、2,675t に 90%を乗じた 2,408t となります。これに収集可燃ごみから適正排出された可燃性資源 287t と収集不燃ごみから適正排出された可燃性資源 6t を加えて、2,701t となります。

計算式： 目標ごみ量 = { A × (1 - B) } + C + D

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C：収集可燃ごみから適正排出された量

D：収集不燃ごみから適正排出された量

例：平成 39 年度の可燃性資源 $2,675t \times (1-10\%) + 287t + 6t \approx 2,701t$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

②資源化量

各年度の資源量は、表 7-3 に示した収集資源量に、平成 28 年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。例えば、容プラは、各年度の不燃性資源の収集量に 38.57%を乗じて推計しました。

計算式：資源化量 = 資源量 × 平成 28 年度の収集資源量に占める品目別の割合

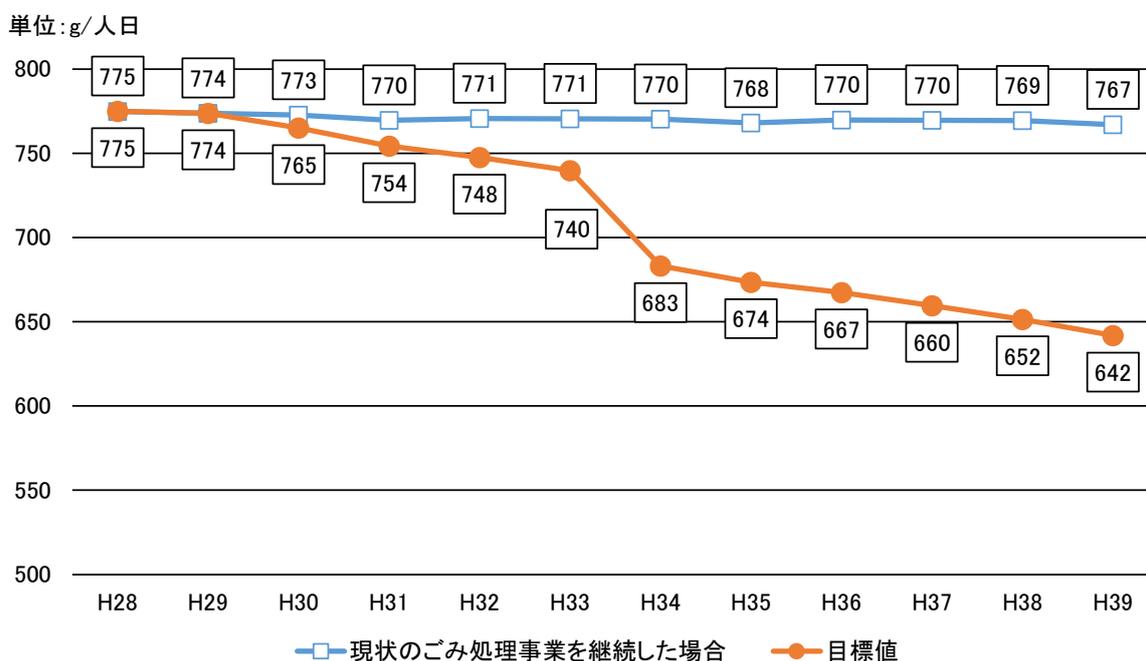
例：平成 39 年度の容プラ $1,956t \times 38.57\% \approx 754t$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

資料4 現状のごみ処理事業を継続した場合との目標指標の比較

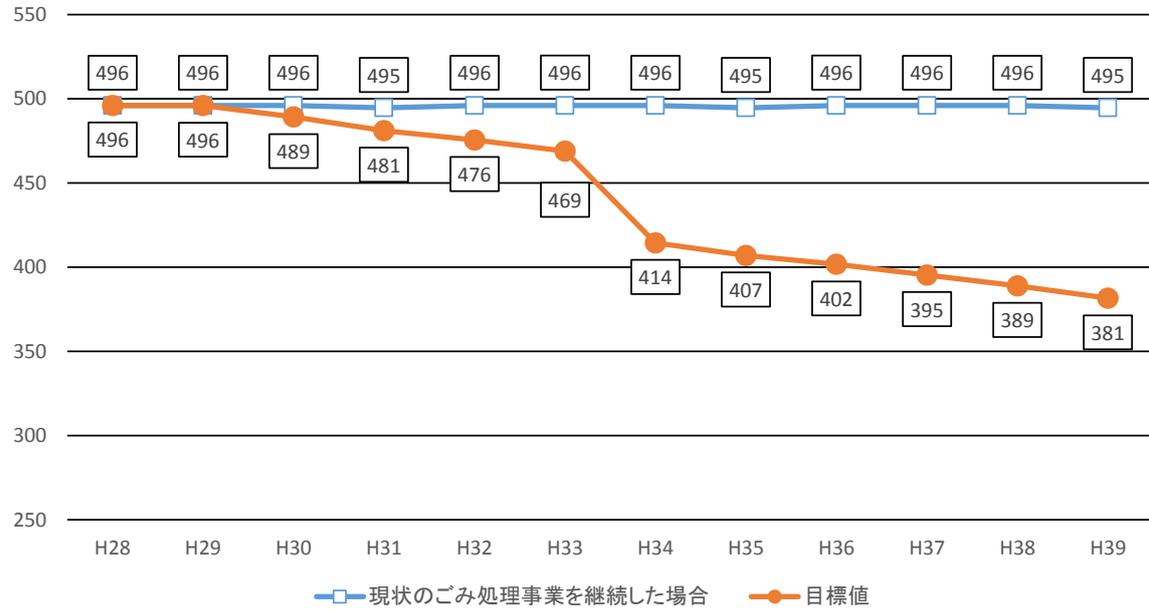
第5章で示した現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量より、目標指標1～3を算定し、第7章における目標指標と比較します。平成39年度で比較すると、排出物原単位は、767g/人日から642g/人日へと125g/人日減少、収集ごみ量原単位は495g/人日から381g/人日へと114g/人日減少、リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)は、34.4%から38.0%へと3.6ポイントの増加となります。

○目標指標1 排出物原単位



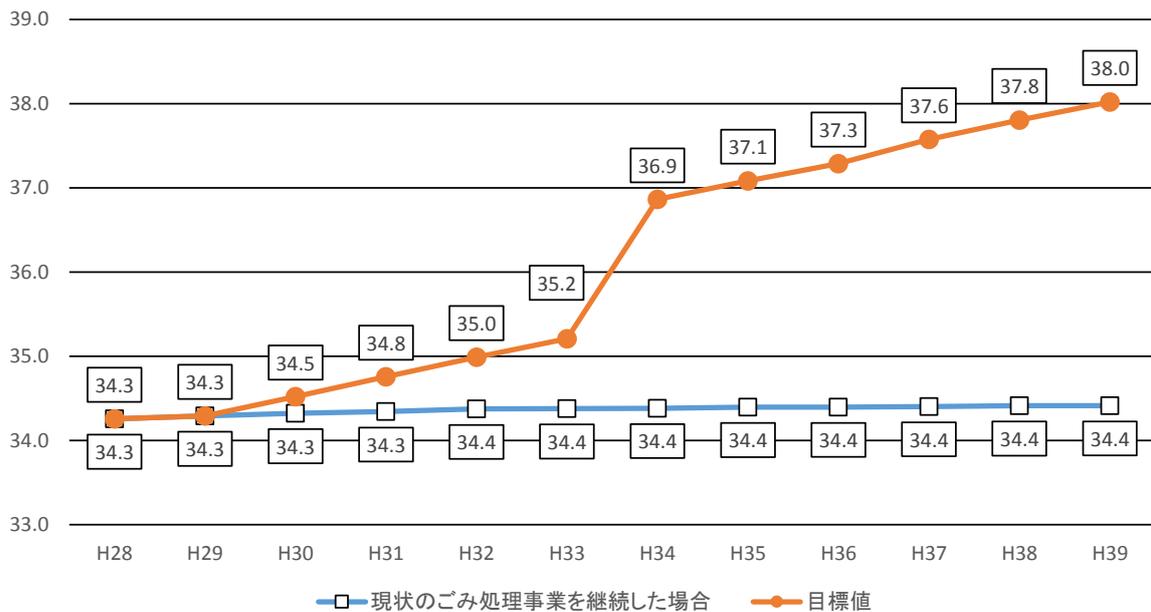
○目標指標 2 収集ごみ量原単位

単位:g/人日



○目標指標 3 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)

単位:%



資料5 パブリックコメント

(1) 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(素案)について

意見募集期間	意見の件数
平成29年8月21日から平成29年9月19日まで	0件

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画
(平成 30 年度～平成 39 年度)

発行年月	平成 30 年 1 月
発行	武蔵村山市
編集	武蔵村山市協働推進部ごみ対策課 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

この冊子(表紙・裏表紙を除く)は、環境に配慮して再生紙を使用しています。